

**国外における夫婦間の多様な財産保有形態に
対する相続税法上の取扱いについて**

中 澤 直 人

〔 税 務 大 学 校 〕
〔 研 究 部 教 授 〕

論文の内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

要 約

1 研究の目的（問題の所在）

経済社会のグローバル化が言われて久しいが、これに加えて、情報化・デジタル化の著しい進展によって、国境を越えた人・財の移動が活発化し、日本人が海外に財産を保有するケースも増加している。

海外で財産を保有する場合、保有制度そのものがわが国には馴染みのない制度であることが多いが、わが国の相続税法が、「贈与」又は「相続」という民法上の概念を基に課税要件を構築し、「贈与」や「相続」によって財産を取得した場合に贈与税又は相続税を課す旨規定していることとの関係上、例えば、夫婦の一方が資金を拠出して、わが国には存しない海外の制度の下で共同で財産を保有する場合や、かかる制度下で財産を保有する夫婦の一方に相続が開始して財産の承継が行われる場合に、これがわが国の相続税法に定める「贈与」又は「相続」による財産の取得に該当するとして、贈与税又は相続税を課税することができるか否かといったことなどが問題として生じる。

今後、国境を越えた人・財の移動がより一層活発化し、わが国には存しない海外の制度下で、夫婦間で財産の保有・移転が行われた場合に、わが国の相続税法をどのように適用させるか、また、課税関係がどのようなものになるかということが問題になることが増えてくるものと見込まれることから、本稿においては、その課税関係を整理することを目的とした上で、わが国にはない海外の夫婦間の財産保有形態として、カリフォルニア州の夫婦共有財産制、ハワイ州の夫婦全部保有及びジョイント・アカウントを取り上げ、かかる財産保有形態の下で、夫婦（夫婦の双方が日本人である場合と、夫婦の一方がアメリカ人の場合を想定）間で財産の保有・移転が行われた場合に、わが国の相続税法がどのように解釈・適用されるかについて考察を行った。

2 研究の概要

(1) アメリカにおける夫婦間の財産保有形態

イ カリフォルニア州における夫婦共有財産制

カリフォルニア州の家族法典は、法で別段の定めがある場合を除き、婚姻中の夫婦がカリフォルニア州にドミサイルを有している間に取得した全ての財産（動産であるか不動産であるかを問わず、その所在も問わない。）を夫婦共有財産とし、配偶者が婚姻前から有する財産、配偶者が婚姻後に贈与又は相続によって得た財産、特有財産から得られる収益を特有財産としている。

夫婦は、夫婦共有財産とされた財産について、婚姻期間中、平等の持分を有し、夫婦の一方が死亡した場合、夫婦間で別途書面による合意をしていなければ、夫婦共有財産は、亡くなった配偶者と生存配偶者ともに 2 分の 1 ずつ帰属する。

夫婦は、婚姻期間中、夫婦共有財産を等しく管理・支配する。また、夫婦共有財産は、法で明確に別段の定めがある場合を除いて、夫婦のいずれが夫婦共有財産の管理・支配を行っているかにかかわらず、婚姻前又は婚姻中に夫婦の一方が負った債務の引き当てとされる。

ロ ハワイ州における夫婦全部保有

(i) 夫婦全部保有の概要

夫婦全部保有は、夫婦のみに認められた不動産の共同所有形態であるが、不動産以外の財産についても、その成立が認められている。

各配偶者は、夫婦全部保有により、夫婦の生存中、夫婦全部保有の対象財産に対して、均等で不可分の持分を有する。夫婦全部保有は、生存者財産権を有する点に特徴がある。生存者財産権とは、共同所有関係にある権利者の死亡により、その者の権利が共同所有財産に吸収され、他の共同所有者に帰属すること、またはその権利であるとされている。夫婦の一方が亡くなった場合、亡くなった配偶者の権利は、遺言や無遺言相続によって移転せず、死亡時に消滅し、生存配偶者は、

生存者財産権により単独で夫婦全部保有の対象となった財産を所有することとなる。

(ロ) ハワイ州における夫婦全部保有

ハワイ州では、証書上、夫婦全部保有を創設することを明確に示している場合に、その創設が認められている。明確に示されていない場合には、共有財産権が創設されたものと解釈される。

ハワイ州においては、一方の配偶者が、一方的に夫婦全部保有の対象財産を譲渡することはできず、また、一方の配偶者の債権者は、当該財産をその引き当てにすることはできないとされている。

ハ ハワイ州におけるジョイント・アカウント

一般に、ジョイント・アカウントとは、2人以上の者によって開設された銀行口座又は証券口座であり、当事者それぞれが、口座内の資金を引き出す権限を有するものとされている。

ハワイ州法上、ジョイント・アカウントは、生存者財産権に言及しているか否かを問わず、現在又は将来において、1人以上の請求によって支払いが行われるものとされる。口座名義人の生存中、ジョイント・アカウントの権利は、預金の合計額に対する各人の拠出額の割合に応じて、口座名義人に帰属する。また、一方の口座名義人が死亡した場合、口座が開設されたときに、それとは異なる意思があったことについて明確で説得的な証拠がない限り、死亡した名義人の遺産にはならず、生存する当事者に帰属し、この生存者財産権については、遺言によって変更することはできないとされている。

(2) 相続税法を適用する前提となる私法上の法律関係の整理(準拠法の決定)

租税法が課税の対象とする種々の経済活動ないし経済現象は、第一次的には私法によって規律されている。租税法律主義の目的である法的安定性を確保するために、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきであるとされているから、租税法の適用を考えるに当たっては、その前提となる私法上の法律関係を整理する必要がある。その際、私法上の

法律関係が渉外的法律関係である場合には、国際私法（法の適用に関する通則法）を通じて、どの法域の法を適用するかを決定する必要がある。

イ 夫婦財産制に係る準拠法の決定

法の適用に関する通則法は、夫婦財産制の準拠法について、同法 26 条 1 項で同法 25 条（婚姻の効力）を準用する旨規定していることから、夫婦の本国法が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは、夫婦に最も密接な関係がある地の法によることとなる。なお、準拠法の決定基準である夫婦の同一本国や同一常居所地、最も密接な関係地が変更されると、それに伴い準拠法も変更されることとなる。

この規定によれば、夫婦の双方が日本人である場合は、夫婦の本国法が共通であるため、共通本国法である日本法（民法）が準拠法となり、夫婦が夫婦財産契約を締結していない場合には、法定財産制である別産制に基づいて夫婦の財産関係が規律されることとなる。他方、夫婦の一方がアメリカ人である場合は、夫婦にとって共通本国法がなく、常居所地法によって決せられることになるから、例えば、夫婦の常居所地がカリフォルニア州にあるとされる間はカリフォルニア州法（夫婦共有財産制）により、常居所地がハワイ州にあるとされる間はハワイ州法（別産制）により、夫婦の財産関係が規律されることになる。

ロ 相続に係る準拠法の決定

法の適用に関する通則法は、相続について、36 条において「被相続人の本国法による」と定めている。この規定によれば、被相続人が日本人の場合、本国法である日本法（民法）が相続に係る準拠法となる。被相続人がアメリカ人の場合、アメリカは地域的不統一法域であるから、同法 38 条 3 項により、最も密接な関係がある地域の法（ただし、同法 41 条の反致が適用になる場合もある。）が相続に係る準拠法となる。

ハ 相続財産の構成の問題

上記ロのとおり、相続の問題については、基本的に、法の適用に関する

通則法 36 条の規定により「被相続人の本国法」により準拠法が決定されるが、相続に関する問題のうち、被相続人が遺した財産の中に外国法を準拠法とする財産がある場合に、遺された財産が相続財産であるか否かという問題（相続財産の構成の問題）については、その判断に当たって何を準拠法とするか、つまり、個々の財産についての財産権の準拠法（個別財産準拠法）と財産全体を規律する相続準拠法とをどのように適用するかということに関して議論があり、現状、裁判例でも学説上でも定まった見解はないとされる。これにより、被相続人が外国に遺した何らかの財産が相続財産に当たるか否かの判断ができなくなると、被相続人が遺した外国法を準拠法とする財産を承継した者に対して、「相続」による財産の取得があったとして相続税を課することができるか否かについて、難しい判断が求められることとなる。このような場合に、被相続人が遺した外国法を準拠法とする財産を承継した者に対してどのように相続税法を適用させるかについては、(4) で検討する。

(3) 各財産保有形態の下での財産保有時における課税

一方の配偶者 (A) が収入を稼いでいる夫婦が、(1) で取り上げた財産保有形態の下で財産を保有した場合の、収入を稼いでいない配偶者 (B) に対する保有時点での課税関係は、次のイからハのとおり整理されよう。なお、イからハの内容は、いずれも、夫婦が、日本を離れて 10 年以内、かつ、カリフォルニア州又はハワイ州に常居所地を有する間にした財産保有を対象とし、また、夫婦は夫婦財産契約を締結していないものとする。

イ カリフォルニア州の夫婦共有財産制の下での財産保有時の課税

(イ) 夫婦の双方が日本人である場合

法の適用に関する通則法の適用を前提とすると、夫婦の双方が日本人の場合、夫婦財産制に関しては、夫婦の共通本国法である民法が準拠法となるから、夫婦が、夫婦共有財産制を採るカリフォルニア州において一定の財産を保有したとしても、当該財産については、同州法ではなく、民法によって財産関係が整理されることになる。法定の

夫婦財産制として別産制を採用する民法の下では、カリフォルニア州で取得した財産であっても、収入を稼いでいるAの財産となるから、収入を稼いでいないBは、当該財産に対して権利を有さず、ゆえに、当該財産の保有に関してBに対する贈与税課税の問題は生じないであろう。

(ii) 夫婦の一方がアメリカ人である場合

法の適用に関する通則法の適用を前提とすると、夫婦の一方がアメリカ人である場合、夫婦の常居所地がカリフォルニア州である間は、同州の夫婦共有財産制によって夫婦間の財産関係は規律されることになろう。夫婦共有財産制の下では、収入を稼いでいないBも夫婦共有財産に対して平等の持分を有することになるが、この場合に、何ら収入を稼いでいないBに対する贈与税課税の要否が問題となる。

相続税法1条の4は、「贈与により財産を取得した」者のうち一定の者に対して贈与税を課す旨を規定しており、ここでいう「贈与」は、民法からの借用概念であるとされているところ、借用概念については、法的安定性の見地から他の法分野におけると同じ意義に解釈するのが相当であるから、相続税法上の「贈与」についても、基本的には、私法上におけるのと同義に解するのが相当である。この点、民法は、「贈与は、当事者の一方が自己の財産を無償で相手方と与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる」(549条)と規定しているところ、収入のないBが夫婦共有財産に対して平等の持分を有するのは、カリフォルニア州法の定めによるものであり、収入を稼ぐAが収入のないBに対して、夫婦共有財産に対する平等の持分を無償で与える意思表示し、Bがこれを受諾したことによるものではないから、基本的には、BがAから「贈与により財産を取得した」として、Bに贈与税が課されることはないであろう。

また、相続税法9条は、「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」には、利益の価額に相当する金額を贈与により取得したものとみ

なす旨規定しており、これに該当すれば、みなし贈与課税が行われることになるところ、①夫婦共有財産は、夫婦の一方が死亡した場合等を除き清算が行われず、かかる事由が生じるまでその権利の範囲が具体化しないため、どれだけ「利益を受けた」かが確定できないこと、②夫婦共有財産は、婚姻中のもののみならず婚姻前のものまで含めて夫婦のいずれかが負った債務の引き当てとされており、それぞれの夫婦が夫婦共有財産に対して有する平等の持分の評価がマイナスになるということもあり得ることなどからすると、Aの収入によって形成された夫婦共有財産に対して、収入のないBが平等の持分を有することになったとしても、「利益を受けた」とまではいえないと考えられ、そうであれば、同条によってBに対して贈与税が課されることはないであろう。

ロ ハワイ州で夫婦全部保有により財産を保有した場合の保有時の課税

(イ) 夫婦の双方が日本人である場合

前述のとおり、法の適用に関する通則法の適用を前提とすると、夫婦の双方が日本人である場合、夫婦財産制に関しては、別産制が適用される。別産制の下では、一方の配偶者が稼いだものやそれで購入した財産については、その配偶者に帰属することになるから、夫婦がハワイ州で保有することになった財産についても、これを前提に保有時の課税関係を考える必要がある。

夫婦全部保有によって財産を保有する場合、夫婦は対象となった財産に対して、それぞれが均等の持分を有することになるが、収入のないBが何らの資金負担もせずに当該財産に対して均等の持分を有することになった場合、「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるといえるから、夫婦全部保有の設定があった時点で、Bに対して贈与税を課税すべきであろう。

(ロ) 夫婦の一方がアメリカ人である場合

法の適用に関する通則法の適用を前提とすると、夫婦の一方がアメ

リカ人である場合、夫婦の常居所地がハワイ州である間は、同州法が夫婦財産制の準拠法となろう。ハワイ州は、夫婦財産制について別産制を採用しており、わが国の民法と同様であるから、夫婦全部保有により財産を保有した場合の、収入のないBに対する保有時点における課税は、上記(イ)と同様となろう。

ハ ハワイ州でジョイント・アカウントを保有した場合の保有時の課税

(イ) 夫婦の双方が日本人である場合

前述のとおり、法の適用に関する通則法によれば、夫婦の双方が日本人の場合、夫婦の財産関係は、民法（別産制）によって規律される。

ジョイント・アカウントでは、口座名義人各々が口座内の資金を引き出す権限を有しており、収入を稼いでいるAが資金を拠出して開設した口座から、収入のないBが資金を引き出すことも可能であるが、この場合に、資金拠出のないBに対する贈与税課税の要否が問題となる。

この点については、口座名義人であれば誰でも口座内の資金を引き出すことができるということは、資金を拠出したAがこれを引き出すことも可能ということであり、口座開設時点ではBがいくら引き出すことができるかが未確定であるから、単に、Aの資金拠出により口座が開設されたというだけで、Bに贈与税が課されることはないであろう。

(ロ) 夫婦の一方がアメリカ人である場合

上記ロ(ロ)で述べたとおり、夫婦間の財産関係は別産制によって規律されるから、ジョイント・アカウントを保有した時点における、収入のないBに対する課税は、上記(イ)と同様となろう。

(4) 各財産保有形態の下で財産を保有する夫婦の一方に相続が開始した場合の相続時における課税

(4) では、(3) でした整理の下で、A（収入を稼いでいた配偶者）が死亡して相続が開始した場合のB（無収入の配偶者）に対する相続時の課

税関係を整理することとする（A及びBは相続開始時に日本に住所を有し、Aの相続に係る相続人はBのみであるとする。）が、前述のとおり、わが国の国際私法上、相続財産の構成の問題については定まった見解がなく、残された生存者が「相続」によって財産を取得したとして相続税法を適用することの当否についての判断に困難を来すという問題があることから、まず、イにおいて、被相続人からの財産承継が、相続税法上の「相続」によるものであるといえるか否か、いえない場合には、相続税法を適用する上でかかる承継をどのように性質決定するかについて検討をした上で、ロ及びハで課税関係を整理する。

なお、本稿で取り上げる財産保有形態のうち夫婦共有財産については、一般的に、夫婦共有財産のうちの被相続人の持分は、死亡時にその2分の1が被相続人に帰属し、被相続人が遺言で処分をすることができるものとされており、これを前提とした場合、生存する者が被相続人から当該持分を「相続」によって取得するものとして取り扱うことに問題はないものと思われることから、イでは、夫婦全部保有及びジョイント・アカウントによる財産保有の下での生存者財産権に基づく財産承継について、これが相続税法の適用上どのように性格付けられるかについて検討する。

イ 相続税法を適用する上での生存者財産権による財産承継の性質

前述のとおり、相続財産の構成については、裁判例でも学説上でも定まった見解がないことから、相続税法を当てはめる前提となる私法上の法律関係の整理が困難になるという問題が生じる。

この点については、現実に、個別財産準拠法の下で、被相続人が遺した財産を生存する者が承継しているという実態があるのであるから、相続税法を適用する上では、かかる実態を踏まえ、個別財産準拠法の下での承継が相続税法上の「相続」と評価できるか否かによって、「相続」による財産の取得があったか否かを判断すべきであると考え。そして、個別財産準拠法の下での財産の承継が相続税法上の「相続」と評価できるか否かについては、相続税法上の「相続」が私法からの借用概

念であることからすると、生存者財産権に基づく財産承継が私法上の相続の意義と同様のものといえるか否かで判断すべきであろう。

民法上の相続の意義については、「自然人の法律上の地位を、その者の死後に、相続人と称する特定の者に包括的に承継させること」と解されているところ、前述のとおり、生存者財産権に基づく財産の承継は、共同所有関係にある権利者の死亡により、その者の権利が共同所有財産に吸収され、他の共同所有者に帰属することとされているものであり、①相続人への承継を前提とするものではないこと、②死亡した者の権利が「相続人と称する特定の者に承継」されるのではなく、「共同財産に吸収」されることにより他者に帰属することになるものであることからすると、生存者財産権に基づく財産の承継は、私法上の「相続」と同様のものであるとはいえず、ゆえに、かかる承継を相続税法上の「相続」とみることが相当とはいえないであろう。

相続税法上の「相続」とみることができないとすれば、生存者財産権に基づく承継は、相続税法の適用上どのように性格付けられるであろうか。この点については、夫婦全部保有やジョイント・アカウントの形態で財産を保有している夫婦の一方が死亡した場合、死亡した配偶者の権利は、生存者財産権に基づき対象となる財産に吸収され、生存する配偶者は何ら対価を負担することなく、単独で当該財産に対する権利を有することになるが、これは、死亡した配偶者の有する権利が死亡によって失われることに伴い、生存配偶者が何らの対価を支払わないで利益を享受するものであるといえるから、生存者財産権に基づく財産承継は、相続税法 9 条の「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるものと性格付けることが相当であろう。

ロ カリフォルニア州の夫婦共有財産制の下で財産を保有する夫婦に対する相続開始時点での課税

(イ) 夫婦の双方が日本人である場合

夫婦双方が日本人である場合、夫婦の財産関係を規律するのは民法

であり、夫婦の財産関係には別産制が適用されることになるから、Aの稼ぎによって形成された財産は、Aの財産となろう。これを前提とすると、カリフォルニア州に存する財産についても、その全体が死亡したAに帰属する財産として、Aの遺産を構成することとなろう。

Aの相続に関しては、民法が準拠法とされるところ、BはAの相続に係る相続人であるから、カリフォルニア州所在の財産は、Bが相続によって取得したものとして相続税の課税対象となろう。

(ロ) 夫婦の一方（被相続人であるA）がアメリカ人である場合

夫婦の常居所地がカリフォルニア州である間に形成された財産については、夫婦共有財産制を採る同州法によって規律されることとなる。当該制度の下では、一方配偶者の稼ぎだけでなく、当該稼ぎによって購入した財産についても夫婦共有財産となるから、Aの稼ぎで購入した同州所在の財産についても夫婦共有財産となろう。

そして、Aの相続に関しては、カリフォルニア州法が準拠法となること、当該州法は、夫婦の一方が死亡した場合、夫婦間で別途書面による合意をしていなければ、夫婦共有財産は、亡くなった配偶者と生存配偶者とに2分の1ずつ帰属すると規定しているから、これを前提とすると、Aに帰属する2分の1の持分はAの遺産を構成することとなろう。同州法は、無遺言相続の場合における夫婦共有財産（被相続人の持分）について、特段の合意がない場合には、生存配偶者が取得する旨規定しており、Aに帰属する当該2分の1の持分については、Bが相続によって取得することとなるから、Aの当該2分の1の持分は、Bが相続により取得したものとして相続税の課税対象となろう。

なお、Aの死亡によって夫婦共有財産が清算されることで、Bには、Aの2分の1の持分だけでなく、自身が夫婦共有財産に対して有していた2分の1の持分も帰属することになる。夫婦共有財産に対してBが平等の持分を有する場合に、その保有時に、Bに対して贈与税課税をすることは困難であると考えられることは前述したとおりであるが、

保有時に贈与税課税を行わないとした理由からすると、Aの稼ぎによって形成された夫婦共有財産について、Aの死亡により最終的に清算が行われ、その半分の持分がBに帰属することとなった段階で、Bに対して相続税法9条を適用すべきであろう。

ハ ハワイ州の夫婦全部保有及びジョイント・アカウントにより財産を保有する夫婦に対する相続開始時点での課税

Aの死亡により相続が開始した場合、Aに帰属する、夫婦全部保有により保有する不動産に対する2分1の権利及びジョイント・アカウント内に存する預金債権は、生存者財産権に基づき、共同所有財産に吸収され、他の共同所有者であるBに帰属することになるが、この帰属に対しては、イで見たとおり、相続税法9条を適用することが相当と考えられるから、Bに対しては、同条によって贈与税を課すことが相当であろう（BがAの相続に関して、他に相続又は遺贈により財産を取得していた場合は、相続税法19条の規定により相続税が課されることになる。）。

3 結論

相続税法を適用する前提となる私法上の法律関係が渉外的法律関係である場合には、国際私法（法の適用に関する通則法）を通じて当該法律関係を規律する準拠法を決定するとともに、準拠法として決定された実質法の内容の検討を通じて私法上の法律関係を確定させた上で、相続税法への当てはめを行うことが基本となるが、渉外的法律関係であるが故の問題、例えば、相続財産の構成の問題のように、国際私法上の議論の状況から、私法上の法律関係を一義的に確定させることができないような状況が生じたり、わが国の私法とは異質な外国法の下で整理された私法上の法律関係を相続税法にいかに取り込むべきであるかといった問題が生じたりするような場合には、本文で述べたとおり、個別財産に係る準拠法の下で、ある者が何らかの財産（利益）を得ているという実態を踏まえ、かかる実態が相続税法上どのような性格を有するものであるか、すなわち、かかる実態が、相続税法が借用する「相続」

等の私法上の概念と同等のものといえるか否かという観点からの検討を通じて、相続税法への取り込みを行うべきであろう。

本稿では、種々の前提を置いた上で考察を行ったが、現実には本稿の前提とは異なる状況が存することも多々あろう。その意味で、本稿は、国外における夫婦間の多様な財産保有形態に対する相続税法の適用において生じる問題の一端を考察したに過ぎない。今後、この問題に関して様々な観点から多くの研究がなされることを期待するとともに、自らも更に研究を深めたい。

目 次

はじめに	269
第 1 章 考察の前提となる想定事案	272
第 2 章 アメリカにおける夫婦間の財産保有形態	274
第 1 節 夫婦共有財産制	274
1 夫婦財産制	274
2 アメリカにおける夫婦共有財産制の概要	275
3 カリフォルニア州における夫婦共有財産制	277
第 2 節 夫婦全部保有	279
1 夫婦全部保有の概要	279
2 ハワイ州における夫婦全部保有	280
第 3 節 ジョイント・アカウント	281
1 ジョイント・アカウントの概要	281
2 ハワイ州におけるジョイント・アカウント	282
第 3 章 各財産保有形態の下での財産保有時及び相続開始時のアメリカ連邦税 の課税関係	283
第 1 節 連邦贈与税及び連邦遺産税の概要	283
1 連邦贈与税の概要	284
2 連邦遺産税の概要	285
第 2 節 各財産保有形態の下での連邦贈与税及び連邦遺産税の課税	287
1 夫婦の一方が収入を稼いでいる夫婦が、カリフォルニア州において夫 婦共有財産として不動産を保有する場合の連邦贈与税・連邦遺産税の課 税	287
2 夫婦の一方が収入を稼いでいる夫婦が、収入を稼いでいる配偶者の出 捐によりハワイ州に夫婦全部保有の形態で財産を保有する場合の連邦贈 与税・連邦遺産税の課税	288
3 夫婦の一方が収入を稼いでいる夫婦が、収入を稼いでいる配偶者の出 捐によりハワイ州にジョイント・アカウントを開設した場合の連邦贈与	

税及び連邦遺産税の課税	291
第 4 章 相続税法適用の前提となる私法上の法律関係の整理（準拠法の決定）	293
第 1 節 夫婦財産制の準拠法	294
1 夫婦財産制に係る準拠法の決定とその適用範囲	294
2 想定事案の各ケースにおける夫婦財産制の準拠法	296
第 2 節 相続の準拠法	297
1 準拠法の決定とその適用範囲	298
2 想定事案の各ケースにおける相続の準拠法	299
3 相続財産の構成	301
第 5 章 各財産保有形態の下での財産保有時における相続税法の適用	307
第 1 節 カリフォルニア州の夫婦共有財産制の下での財産保有に対する相続 税法の適用	307
1 ケース 1（夫婦双方が日本人）の場合	307
2 ケース 2（夫婦の一方がアメリカ人）の場合	308
第 2 節 ハワイ州の夫婦全部保有による財産の保有及びジョイント・アカウ ントの開設（保有）に対する相続税法の適用	315
1 ケース 3（夫婦双方が日本人）の場合	315
2 ケース 4（夫婦の一方がアメリカ人）の場合	318
第 6 章 各財産保有形態の下で財産を保有する夫婦に対する相続開始時にお ける相続税法の適用	320
第 1 節 生存者財産権に基づく財産承継の性質	321
1 生存者財産権に基づく財産承継の相続税法上の「相続」該当性	321
2 生存者財産権に基づく財産承継の性質	323
3 小括	335
第 2 節 各財産保有形態の下で財産を保有する夫婦に対する相続開始時にお ける相続税法の適用	336
1 カリフォルニア州の夫婦共有財産制の下で財産を保有する夫婦に対す	

る相続開始時における相続税法の適用	336
2 ハワイ州の夫婦全部保有及びジョイント・アカウントにより財産を保有する夫婦に対する相続開始時における相続税法の適用	338
おわりに	340

はじめに

経済社会のグローバル化に伴って、国境を越えた人の移動が活発化し、海外で居住する日本人や、日本に居住する外国人の数は増加している⁽¹⁾。また、国境を越えた人の移動の活発化に加え、情報化・デジタル化の進展によって、国境を越えた財の移動が一層容易になったことで、日本人が海外に保有する財産も大きく増加している⁽²⁾。

こうした国境を越えた人・財の移動は、それに関係する海外の法制度が日本と異なることもあり、「相続」又は「贈与」という民法上の概念を基に課税要件を構築しているわが国の相続税法⁽³⁾を適用させるに当たって困難な問題を生じさせる。例えば、夫婦がわが国には馴染みのない海外の制度を利用して共同で財産を保有する場合や、かかる制度下で財産を保有する夫婦の一方に相続が開始し、生存するもう一方の配偶者に財産の承継が行われた場合に、これがわが国の相続税法が定める「贈与」又は「相続」による財産の取得に該当するものとして、贈与税又は相続税を課税することができるか否かといったことなどが問題として生じる⁽⁴⁾。

-
- (1) 外務省「海外在留邦人数調査統計」によれば、令和 6 年 10 月 1 日現在の海外在留邦人数は 129 万 3097 人（国別ではアメリカが一番多く 41 万 3380 人で、全体の 32.0%）であり、平成元年の 58 万 6972 人と比較し、2.2 倍に増加している。また、出入国在留管理庁の「在留外国人統計」によれば、令和 5 年 12 月 31 日現在の在留外国人人数（中長期在留者及び特別永住者の数）は 341 万 992 人であり、比較可能な平成 24 年の 203 万 3656 人と比べて、1.68 倍に増加している。
 - (2) 国税庁が令和 7 年 1 月に公表した「令和 5 年分の国外財産調書の提出状況について」によれば、令和 5 年 12 月 31 日時点の国外財産の総財産額は 6 兆 4897 億円（なお、国外財産調書は、その年の 12 月 31 日において 5000 万円を超える国外財産を有する居住者が提出するものであるため、実際の国外財産の残高は、これ以上存するものと考えられる。）、令和元年分の 4 兆 2585 億円の 1.52 倍に増加している。
 - (3) 相続税法は、「相続」によって財産を取得した者は相続税を納める義務がある旨を、「贈与」によって財産を取得した者は贈与税を納める義務がある旨を規定している（相続税法 1 条の 3、1 条の 4）。
 - (4) 被相続人とその妻がハワイ州で開設した joint account（以下「ジョイント・アカウント」と表記する。ジョイント・アカウントについては、本文第 2 章第 3 節で後述する。）について、その相続財産該当性が争われた事件（東京地判平成 26 年 7 月 8 日判タ 1415 号 283 頁）において、裁判所は、ハワイ州法に基づき、当該ジョイント・ア

今後、国境を越えた人・財の移動の活発化を背景に、わが国には存在しない海外の制度下における夫婦間での財産の保有・移転に対して、わが国の相続税法をどのように適用させるかが問題になるケースが増加することが見込まれ、その課税関係を検討・整理しておくことは有益であると考えられることから、本稿では、わが国にはない海外の夫婦間の財産保有形態として、アメリカにおける **community property** (以下「夫婦共有財産制」又は「夫婦共有財産」と表記する⁽⁵⁾)、**tenancy by the entirety** (以下「夫婦全部保有」と表記する。) 及びジョイント・アカウントを取り上げ⁽⁶⁾、かかる財産保有形態の下で、夫婦間で財産の保有又は移転があった場合に、日本の贈与税又は相続税がどのように関わってくるのかについて考察を行うこととする。

カウントの相続財産該当性を否定した。この判決の結論に従って、ジョイント・アカウントが相続財産を構成しないとすると、相続税法 1 条の 3 の文理解釈からは、口座名義人の死亡によってジョイント・アカウントの権利の承継を受けた者（この事件では妻）に対して相続税を課することはできないこととなる。

- (5) 本稿における訳語は、基本的に、田中英夫編『英米法辞典』（東京大学出版会、1991）に拠った。
- (6) なお、アメリカには、これら以外にも、複数人で財産を保有する形態として、**joint tenancy** (以下「ジョイント・テナンシー」と表記するが、場合によっては「合有不動産権」、「合有財産権」などと表記することもある。)、**tenancy in common** (以下「共有財産権」と表記する。) がある。

田中・前掲注(5)によれば、ジョイント・テナンシーは、合有不動産権又は合有財産権と訳されるもので、「同一の不動産に関する同一の譲渡行為によって (**unity of title**)、2名以上の者が同一の時に始期を有する (**unity of time**) 同一の権利 (**unity of interest**) を共同所有する (**unity of possession**) という、4つの **unity** (同一性の要件) をそなえた不動産権」とされ、「不動産以外の財産にも成立しうる」とされている。また、共有財産権と異なり、「権利者のうちのある一人が死亡した場合には相続を生じず、その権利は **survivorship** (生存者への権利の帰属) の原則に基づいて残りの合有権者の権利に吸収される」とされている。さらに、ジョイント・テナンシーは、「合有権者の合意または4つの **unity** を損なうような法的行為により」、共有財産権に変化するとされている (田中・前掲注(5)478頁)。なお、**survivorship** (以下「生存者財産権」と表記する。) については、脚注(27)を参照。

また、田中・前掲注(5)によれば、共有財産権とは、「同一の土地に対し複数の者が同時に、占有をなしうるそれぞれ独立の権利をもっていること」をいい、「不動産以外の財産にも成立する」とされている。ジョイント・テナンシーの場合と異なり、1人の保有者が死亡しても他の保有者にその者の持分が吸収されるという生存者財産権は存在せず、したがって各人の持分はそれぞれ別個に相続されることとなる (田中・前掲注(5)843頁)。

なお、アメリカは連邦国家であり、それを組成する支邦（州など）もまた独自性を持ち、独立の「法域」(jurisdiction) をなすことによって、法秩序に二元性がもたらされている。アメリカで一般的な法的規制を行う権限は、州に帰属し、わが国の民法や刑法のような基本的な法制は、制定法によるか判例法によるかは別として、州法の定めるところとされている⁽⁷⁾。本稿で取り上げる各財産保有形態についても、州法が規律する事項であり、制度の存否を含め、その内容は州によって異なっている。本稿において各財産保有形態に係る各州法の内容全てを解明することは困難であるため、夫婦共有財産制についてはカリフォルニア州の制度を、夫婦全部保有及びジョイント・アカウントについてはハワイ州の制度を前提として、場合によっては、アメリカ法一般の内容等にも言及しつつ考察を進めることとする。

(7) 伊藤正己＝木下毅『アメリカ法入門〔第4版〕』179頁-183頁（日本評論社、2008年）参照。

第 1 章 考察の前提となる想定事案

前述のとおり、本稿では、アメリカにおける 3 つの財産保有形態（夫婦共有財産制、夫婦全部保有及びジョイント・アカウント）の下で、夫婦間で財産の保有又は移転があった場合に、わが国の相続税法がどのように適用されることになるのかを考察することとするが、具体的には、次のような事案を想定した上で、その事案における課税関係を整理することを通じて考察を進めることとする。

【想定事案】

〔ケース 1〕

内国法人 X に勤務する A（日本人）は、カリフォルニア州にある同社の子会社への異動を命じられ、配偶者の B（日本人、無職）と共に同州へ移住し、そこで長年勤務をして財産を形成した（同州での財産形成は専ら同州で A が稼いだ収入によるものとする。）。A は、定年退職後、B と共に日本に帰国し、その後日本で亡くなった。相続開始時には、在外財産として、カリフォルニア州在住時に同州で取得した不動産（脚注（6）で述べたジョイント・テナンシーによる保有ではない。）があった。

〔ケース 2〕

A がアメリカ人であるほかは、ケース 1 と同じ。

〔ケース 3〕

内国法人 X に勤務する A（日本人）は、ハワイ州にある同社の子会社への異動を命じられ、配偶者の B（日本人、無職）と共に同州へ移住し、そこで長年勤務をして財産を形成した（同州での財産形成は、専ら同州で A が稼いだ収入によるものとする。）。A は、定年退職後、B と共に日本に帰国し、その後日本で亡くなった。相続開始時には、在外財産として、ハワイ州在住時に取得した同州の不動産（夫婦全部保有による保有）及び同州の銀行に開設した夫婦共同名義の口座（ジョイント・アカウント）があっ

た。

[ケース 4]

A がアメリカ人であるほかは、ケース 3 と同じ。

なお、いずれのケースにおいても、夫婦は夫婦財産契約を締結していない（夫婦の財産関係について、法の定めと異なる別途の合意をしていない）、A の相続が開始した時点で遺言はない、A の相続に係る相続人は B のみであるものとする。

第 2 章 アメリカにおける夫婦間の財産保有形態

第 2 章では、本稿で取り上げるアメリカにおける夫婦間の財産保有形態に係る各制度の概要を確認する。

第 1 節 夫婦共有財産制

1 夫婦財産制

婚姻によって、夫婦間には、お互いの財産や収入の帰属及び管理をどうするか、また、共に生活を営んでいくに当たって生活費をどう負担するかという問題が生じる。婚姻によって夫婦間に生ずるこうした財産関係を規律する制度のことを夫婦財産制という⁽⁸⁾が、夫婦財産制は、それが機能する社会の歴史的伝統や精神風土、あるいは経済構造や生活関係などに影響されるものであるため、その規律のあり方は国ごとに多様である。夫婦財産制の種類としては、「立法上の分類からみると、夫婦が任意の契約で自由に財産関係を規律できるとする契約財産制と、法律の規定によって定めるものとする法定財産制があるが、実際には両者が組み合わせられていることも多い。法定財産制として採用されているものとしては、夫婦の財産を全部又は一部共有とする共有制、夫婦が各別に財産を所有し管理する別産制のほか、婚姻中に生じた夫婦各自の財産増加部分を婚姻終了時に分割し合う後得財産参与制などがある」⁽⁹⁾とされている。

アメリカでは、夫婦財産制について、イギリスのコモンローに由来する別産制 (separate property) を採る州と、大陸法に由来し、フランス、スペインの開拓移民によってもたらされた夫婦共有財産制 (community property) を採る州とがある⁽¹⁰⁾。別産制の下では、夫婦は、合有 (joint) 形式で所有す

(8) 高橋和之ほか『法律学小辞典〔第 5 版〕』1120 頁 (有斐閣、2016)。

(9) 高橋ほか・前掲注(8)1120 頁。

(10) Robert H. Sitkoff and Jesse Dukeminier. (2017). “Wills, Trusts, and Estates

ることに合意しない限り、それぞれが別々に、婚姻中に得た収入及び当該収入で取得した資産の全てを所有する。他方、夫婦共有財産制の下では、婚姻前からの財産についてはそれぞれの配偶者が所有するが、婚姻後に得た収入及び当該収入で取得した資産については、夫婦が均等で不可分の持分を有することとなる⁽¹¹⁾。アメリカでは、41 の州が別産制を採用し、夫婦共有財産制を採用しているのは 9 州である⁽¹²⁾⁽¹³⁾。

2 アメリカにおける夫婦共有財産制の概要

アメリカの夫婦共有財産制は、州によって細部は大きく異なる⁽¹⁴⁾とされているものの、一般的に、夫婦共有財産制の下では、婚姻中に夫婦のどちらかの尽力によって獲得した財産のほとんどが、夫婦共有財産として両配偶者に

(10th ed)” Wolters Kluwer. p.520. なお、「separate property」の訳語については、樋口範雄『アメリカ家族法』125 頁（弘文堂、2021）に拠った。

(11) Sitkoff and Dukeminier. *supra* note (10).

(12) IRS. Internal Revenue Manuals Part25. Special Topics Chapter 18. Community Property Section1. Basic Principles of Community Property Law. 25.18.1.2.1(02-15-2005)・同 25.18.1.2.3(05-03-2023). (https://www.irs.gov/irm/part25/irm_25-018-001) (令和 7 年 6 月 20 日最終閲覧)。なお、夫婦共有財産制を採る 9 つの州は、アリゾナ州、カリフォルニア州、アイダホ州、ルイジアナ州、ニュー・メキシコ州、ネバダ州、テキサス州、ワシントン州、ウィスコンシン州である。

(13) ちなみに、わが国の民法は、夫婦がその財産関係について契約することを認める一方で、契約がない場合には、法定の財産制による旨規定している（民法 755 条）が、「現実には、夫婦財産契約の利用はめったになく、ほとんどの夫婦が法定財産制に従っている」（中川淳=小川富之『家族法〔第 2 版〕』54 頁（法律文化社、2019））とされている。法定財産制に関する規定の一つである民法 762 条は、「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう。）とする」（1 項）、「夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その共有に属するものと推定する」（2 項）と規定しているところ、通説は同条を別産制を採用した規定であるとし、判例も同条を別産制の規定と解しているとされる（棚村政行ほか『家族法』72-73 頁（青林書院、2001））。別産制の下では、一方配偶者が稼いだものは、その一方配偶者のものとなり、一方配偶者の収入やそれで購入した財産は、その一方配偶者に帰属するから、一方配偶者が自分の財産であるとして第三者に処分をしたり、一方配偶者の債権者が差し押さえたりしても、他方配偶者は異議を述べることができない（二宮周平『家族法〔第 5 版〕』64 頁（新世社、2019）参照）。

(14) John DeWitt Gregory et al. (2013). “Understanding Family Law (4th ed.)” LexisNexis. p.78.

よって等しく所有されると考えられている⁽¹⁵⁾。

婚姻中、夫婦共有財産の所有に係る各配偶者の権利は不可分であるが、離婚又は死亡によって共同体 (community) が解消すると、夫婦共有財産の所有に係る権利は分割され、各配偶者は、個々に 2 分の 1 の持分を有することになる⁽¹⁶⁾。

夫婦は、夫婦共有財産制の下で、夫婦共有財産のほか、特有財産 (separate property) を有する。夫婦共有財産及び特有財産については、一般的に、次のように整理できる⁽¹⁷⁾。

夫婦共有財産	特有財産
<p>夫婦が、婚姻中、夫婦共有財産制を採る州にドミサイル⁽¹⁸⁾を有している間に得た財産、夫婦が特有財産から夫婦共有財産に転換することに合意した財産、特有財産とされなかった財産をいう。</p> <p>夫婦が婚姻中に提供した労働に対して受領する給料、賃金その他の報酬や、夫婦共有財産から生じる収入も、夫婦共有財産に含まれる。</p>	<p>夫婦が婚姻前から所有している財産、夫婦共有財産制を採らない州にドミサイルを有している間に稼いだ金銭、夫婦が婚姻中に贈与又は相続によって個別に取得した財産、特有財産に当たる資金で購入した財産、特有財産との交換により取得した財産、夫婦間の合意により共有財産から特有財産に転換した財産、夫婦共有財産に当た</p>

(15) *Id.* なお、ロバート・J・リン著 ((財) トラスト 60 エステイト・プランニング研究会訳) 『エステイト・プランニング: 遺産承継の法理と実務』71-72 頁 (木鐸社、1996) では、「夫婦共有財産の基礎にある原理は、婚姻中に夫婦どちらかの努力によって取得された財産はどのようなものであれ夫婦双方、すなわちその 2 人をメンバーとする共同体の所有に帰すのだという考え方である」との説明がなされている。

(16) Gregory et al. *supra* note (14). p.80.

(17) 表の内容は、IRS. “Publication 555(Rev. March 2020) Community Property” p.3. 及び IRS. *supra* note (12). 25.18.1.3.8, -10, -11 を基にまとめたものである。

(18) 田中・前掲注(5)272-273 頁によれば、ドミサイルとは、「人が固定的な生活の本拠をもち、そこを離れても帰来する意思をもっている場所。単なる residence (居所) —あるいは日本民法上の住所—より厳格な概念であり、人は 1 つしかこれをもてない」とされている。

<p>夫婦共有財産は、法の作用として創出されるものであり、これを創出するための積極的な行為は必要とされない。</p> <p>大半の州において、債権者は、結婚生活から生じる債務に対して、夫婦共有財産を引当てにすることができ、夫婦のいずれが当該債務を負ったのか、夫婦のいずれが夫婦共有財産とされる収入や資産を獲得したかは関係がない。</p>	<p>る資金と特有財産に当たる資金とで購入した財産のうち、特有財産に当たる資金で購入した部分をいう⁽¹⁹⁾。</p>
--	---

夫婦がどのように夫婦共有財産を管理するかに関して、各州は異なるルールを定めているが、ほとんどの州において、それぞれの配偶者が夫婦共有財産を管理する権限を有するとされている。ただし、不動産に関わる取引のように、例外的に、夫婦双方に関わる必要がある場合がある⁽²⁰⁾。

3 カリフォルニア州における夫婦共有財産制

カリフォルニア州では、夫婦共有財産制について、同州の家族法典 (California Family Code。以下「CFC」と表記する。) に規定を置いている。

CFC は、夫婦共有財産について、法で別段の定めがある場合を除き、婚姻中の夫婦がカリフォルニア州にドミサイルを有している間に取得した全ての財産 (動産であるか不動産であるかを問わず、その所在も問わない。) であると規定する (CFC § 760)。また、特有財産は、配偶者が婚姻前から有する財産、配偶者が婚姻後に贈与又は相続によって得た財産、特有財産から得られ

(19) 配当や利息、賃料といった特有財産から生じる収入については、これを原則として特有財産とする州と、夫婦共有財産とする州とに分かれる (IRS. *supra* note (12). 25.18.1.3.14)。

(20) Sitkoff and Dukeminier. *supra* note (10). p.556.

る収益をいうものと規定されている (CFC § 770)。

夫婦は、夫婦共有財産とされた財産について、婚姻期間中、平等の持分を有し (CFC § 751)、夫婦の一方が死亡した場合、夫婦間で別途書面による合意をしていなければ、夫婦共有財産は、亡くなった配偶者と生存配偶者ともに 2 分の 1 ずつ帰属する (カリフォルニア検認法典 (California Probate Code。以下「CPC」と表記する。) § 100)。亡くなった配偶者は、自身に帰属する夫婦共有財産の 2 分の 1 の持分について、遺言で処分をすることができ (CPC § 6101(b))、また、遺言がない場合 (無遺言相続である場合) には、亡くなった配偶者に帰属する当該持分は、生存配偶者が取得する (CPC § 6401(a))。

夫婦は、婚姻期間中、夫婦共有財産を等しく管理・支配するが、共有財産のうち動産に関しては、一方配偶者の文書による同意なしに、贈与をしたり、公正かつ妥当な価格未満で処分したりすることができない。また、夫婦共有財産のうち不動産について、譲渡、一年以上の賃借権の設定、抵当権の設定をする場合には、配偶者双方が文書によって行うことが必要とされる (CFC § § 1100、1102)。

夫婦共有財産は、法で明確に別段の定めがある場合を除いて、夫婦のいずれが夫婦共有財産の管理・支配を行っているかにかかわらず、婚姻前又は婚姻中に夫婦の一方が負った債務の引き当てとされる (CFC § 910)。なお、一方配偶者が有する特有財産については、当該配偶者が負った債務に対して責任を負い、原則として、婚姻前及び婚姻中に他方の配偶者が負った債務に対しては、責任を負わない (CFC § 913)。

また、夫婦は、それぞれが有する財産を合意によって性質転換⁽²¹⁾ (transmutation)、すなわち、夫婦共有財産を夫婦の一方の特有財産に転換したり、夫婦の一方の特有財産を夫婦共有財産に転換したり、一方の特有財産を他方の特有財産に転換したりすることができる (CFC § 850)。性質転換をする場合は、転換によって影響を受ける配偶者が、書面で明白な宣言をす

(21) 訳語は、樋口・前掲注(10)143頁に拠った。

るなど、法律上の要件を満たすことが必要となる（CFC § § 850、852）。

第 2 節 夫婦全部保有

1 夫婦全部保有の概要

夫婦全部保有は、夫婦のみに認められた不動産の共同所有形態であるが、夫婦全部保有が認められているアメリカの州のうちの多くの州で、不動産以外の財産についても、その成立が認められている⁽²²⁾。

夫婦全部保有の成立には、ジョイント・テナンシーの成立に必要な 4 要件⁽²³⁾に加えて、婚姻という要件を満たすことが必要となる⁽²⁴⁾。

各配偶者は、夫婦全部保有により、夫婦の生存中、夫婦全部保有の対象財産に対して、均等で不可分の持分を有する⁽²⁵⁾。夫婦の一方が亡くなった場合、亡くなった配偶者の権利は、遺言や無遺言相続によって移転せず、死亡時に消滅する⁽²⁶⁾。夫婦全部保有には、生存者財産権が認められており⁽²⁷⁾、これに

(22) 田中・前掲注(5)843 頁。なお、Julie M. Cheslik. (2023). “Tenancy by the Entirety Property and Transfers to Trusts” *Journal of the American Academy of Matrimonial Lawyers* Vol.36. pp.58-60. (available at <https://www.aaml.org/aaml-journal/>) (令和 7 年 6 月 20 日最終閲覧) によれば、夫婦全部保有が認められているのは、アラスカ州、アーカンソー州、デラウェア州、フロリダ州、ハワイ州、イリノイ州、インディアナ州、ケンタッキー州、メリーランド州、マサチューセッツ州、ミシガン州、ミシシッピ州、ミズーリ州、ニュージャージー州、ニューヨーク州、ノースカロライナ州、オクラホマ州、オレゴン州、ペンシルベニア州、ロードアイランド州、テネシー州、バーモント州、バージニア州、ワイオミング州の 24 州とコロンビア特別区である。

(23) 脚注(6)参照。

(24) Rosich-Schwartz, Damaris. (2008). “Tenancy by the Entirety : The Traditional Version of the Tenancy Is the Best Alternative for Married Couples, Common Law Marriages, and Same-Sex Partnerships” *North Dakota Law Review*, Vol.84: No.1, Article2, p.30. (available at <https://commons.und.edu/ndlr/vol84/iss1/2>) (令和 7 年 6 月 20 日最終閲覧)

(25) Gregory et al. *supra* note (14). p.71.

(26) Boris I. Bittker and Lawrence Lokken . “Federal Taxation of Income, Estates and Gift (2 d ed.)” Warren, Gorham and Lamont. ¶125.11.2.

(27) 田中・前掲注(5)834 頁。田中・前掲注(5)によれば、生存者財産権とは、「共同所有関係にある権利者の死亡により、その者の権利が共同所有財産に吸収され、他の共同

より、生存配偶者は、他方配偶者が死亡した時点で、単独で夫婦全部保有の対象となった財産を所有することとなる⁽²⁸⁾。

生存者財産権を有するという点で、夫婦全部保有はジョイント・テナンシーと同様であるが、夫婦双方の同意がなければ、離婚又は死亡の場合にしか夫婦全部保有が解消されないという点で、夫婦全部保有における生存者財産権は、ジョイント・テナンシーのそれよりも、はるかに安定している⁽²⁹⁾。

夫婦の一方の債権者が夫婦全部保有の対象財産をその引き当てにできるかどうかは、州によって異なっている⁽³⁰⁾。

2 ハワイ州における夫婦全部保有

ハワイ州では、証書上、夫婦全部保有を創設することを明確に示している場合に、その創設が認められており、不動産だけでなく、動産についても創設することができる (Hawai'i Revised Statutes (以下「HRS」と表記する。)

§ 509-2)。夫婦全部保有の創設が明確に示されていない場合には、共有財産権が創設されたものと解釈される (HRS § 509-1)。

ハワイ州においては、一方の配偶者が、一方的に夫婦全部保有の対象財産を譲渡することはできず、また、一方の配偶者の債権者は、当該財産をその引き当てにすることはできないとされている⁽³¹⁾。

所有者に帰属すること、またはその権利」であるとされ、ジョイント・テナンシーや夫婦全部保有などに認められるとされている (同 834 頁)。

(28) Gregory et al. *supra* note (14). p.71.

(29) Joseph William Singer et al. (2017). "Property Law: Rules, Policies, and Practices (7th ed)" Wolters Kluwer. p.670. ジョイント・テナンシーの場合、他の共同所有権者の同意なく、一方的に解消することができ、これにより、生存者財産権は破壊される (Damaris. *supra* note (24). p.44.)。

(30) Damaris. *supra* note (24). p.33.

(31) Damaris. *supra* note (24). p.34(note 77).

第 3 節 ジョイント・アカウント

1 ジョイント・アカウントの概要

ジョイント・アカウントとは、2人以上の者によって開設された銀行口座又は証券口座であり、当事者それぞれが、口座内の資金を引き出す権限を有し、また、当事者の一人の死亡によって、残された生存者が当該口座の所有者となり、死亡した者の相続人や受遺者はそれを共有する権利がないとされているものである⁽³²⁾。アメリカでは全ての州で利用されている⁽³³⁾。

預金口座としてジョイント・アカウントを開設する目的の一つとして、口座名義人の一方が死亡した際に、生存者財産権によって probate（以下「プロバート」と表記する。）手続きを経ずに他方の口座名義人に財産を移転させるという目的があるとされている⁽³⁴⁾⁽³⁵⁾。この他に、ジョイント・アカウントを開設する目的として、口座開設者のいずれもが預金を引き出す権限があることにより、口座開設者が共同生活を送る上での便宜を得るため、また、口座開設者の一人が認知症その他高齢化に伴って財産管理能力を失った場合に備えるためという目的があるとされている⁽³⁶⁾。

(32) Bryan A. Garner et al. (2019). “Black’s Law Dictionary(11th ed)” Thomson Reuters. p.23.

(33) 樋口範雄「Joint account -アメリカにおける利用拡大の背景と法的基礎」20 頁。
(<https://www.jsda.or.jp/shijyo/seido.tax/files/Jointaccount.pdf>) (令和 7 年 6 月 20 日最終閲覧)

(34) 樋口・前掲注(33)12 頁参照。

(35) プロバートに関しては、次のように説明されている。すなわち、「米国の相続制度は清算主義であるから、相続財産が直接相続人に承継されるのではなく、遺言がある場合でも、遺言がない場合でも、裁判所の監督下で行われる清算手続（中略）を経た残余の積極財産のみが相続人又は受遺者に分配・移転される」ことになるが、この裁判所の監督下で行われる清算手続のことをプロバートといい、プロバートにおいては、「裁判所から選任された人格代表者（personal representative）が、被相続人の財産を集めて財産目録を作り、遺産を管理するとともに、債権者に対し被相続人の債務を支払い、税金を申告し、最後に権利者に財産を分配する」とされている（中田朋子「米国における相続預金の法制度および実務－遺言代用商品の発展－」金融法務事情 2030 号 23 頁）。なお、清算主義については、脚注(81)参照。

(36) 樋口・前掲注(33)12 頁参照。なお、同 20 頁では、ジョイント・アカウントは、「あまりに便利であり、多様な役割を果たすことができるために、joint account という

ジョイント・アカウントの開設に当たっては、通常、預金者と銀行との銀行預金取引契約が締結されるのみで、この場合にも、口座開設ごとに銀行預金契約書が作成されるわけではなく、口座開設に必要な情報を記載した新規口座開設申込書を銀行に差し入れることで契約が成立し、当該契約には銀行預金取引に関する約款が適用されるのが一般的であるとされている⁽³⁷⁾。

2 ハワイ州におけるジョイント・アカウント

ハワイ州法(HRS)上、ジョイント・アカウントは複数当事者口座(multiple-party account⁽³⁸⁾)の一形態とされ、生存者財産権に言及しているか否かを問わず、現在又は将来において、1人以上の請求によって支払いが行われるものと定義されている(HRS § 560 : 6-101)。

口座名義人の生存中におけるジョイント・アカウントの権利については、異なる意思であったことの明確で説得的な証拠がない限り、預金の合計額に対する各人の拠出額(net contribution)の割合に応じて、口座名義人に帰属する(HRS § 560 : 6-103)。

また、一方の口座名義人が死亡した場合の預金残高については、「当該口座が開設された当時に、それとは異なる意思があったことについて明確で説得的な証拠がない限り、死亡した名義人の遺産にはならず、生存する当事者に帰属する」と規定されている(HRS § 560 : 6-104(a))。そして、この生存者財産権については、遺言によって変更することはできないとされている(HRS § 560 : 6-104(e))。

名称の口座を開設しただけでは、預金者が真に何を意図していたかに曖昧さが残る点に課題があると指摘されている。

(37) 高橋貴美子「ジョイント・アカウントの課税関係」税務弘報 61 巻 13 号 92 頁(中央経済社、2013)。

(38) 複数当事者口座とは、複数の者が、口座内に、現在又は将来における権利を有する口座をいう。複数当事者口座には、ジョイント・アカウント、payable-on-death(POD)口座、信託口座が含まれる(Garner et al. *supra* note (32)).)。

第 3 章 各財産保有形態の下での財産保有時及び相続開始時のアメリカ連邦税の課税関係

本章においては、前章で述べた財産保有形態の下で、夫婦が財産を保有した場合及び当該財産を保有する夫婦の一方に相続が開始した場合の連邦贈与税及び連邦遺産税の課税関係を整理する。

まず、第 1 節において連邦贈与税及び連邦遺産税の概要を見た上で、第 2 節において、①一方の配偶者のみが収入を稼いでいる夫婦が、カリフォルニア州に夫婦共有財産として不動産を保有することになった場合、②一方の配偶者のみが収入を稼いでいる夫婦が、ハワイ州に夫婦全部保有の形態で不動産を保有することになった場合、③②の夫婦が、ハワイ州の銀行にジョイント・アカウントを開設し、収入を稼いでいる配偶者が当該口座に一定額を預け入れた場合における、財産保有時（口座開設時）及び一方配偶者の死亡時の連邦贈与税及び連邦遺産税の課税関係を整理する。

第 1 節 連邦贈与税及び連邦遺産税の概要

連邦贈与税と連邦遺産税は、共に財産権行使の一方法である「財産の移転」に対する課税である⁽³⁹⁾。もともと、連邦贈与税と連邦遺産税は異なる租税であったが、1976年に統合されて現在に至っており、両税には、共通の税率が適用されるとともに、その税額は累積的に計算される⁽⁴⁰⁾。すなわち、連邦遺産税又は連邦贈与税の税額算定の際に、過去になされた贈与の価額を遺産又は贈与の価額に加えて、税率を適用し、得られた金額から過去に納付すべき贈与税額を控除して、最終的税額を算出するという仕組みが採られている⁽⁴¹⁾。また、両

(39) 渋谷雅弘「資産移転課税（遺産税、相続税、贈与税）と資産評価(1)－アメリカ連邦遺産贈与税上の株式評価を素材として－」法学協会雑誌第 110 巻第 9 号(有斐閣、1993 年) 1340 頁。

(40) 伊藤公哉『アメリカ連邦税法〈第 9 版〉』682 頁参照。

(41) 渋谷・前掲注(39)1342 頁。

税には、共通の統一税額控除 (unified credit) がある (内国歳入法典 (Internal Revenue Code。以下「IRC」と表記する。)) §§2010、2505)。統一税額控除は、いわゆる基礎控除に相当するものが、税額控除の形式によって定められたもの⁽⁴²⁾であり、アメリカ市民又はアメリカ居住者である贈与者又は被相続人⁽⁴³⁾が 2024 年に贈与又は死亡した場合、538 万 9800 ドルの税額控除 (税率適用前の課税標準に換算すると、1361 万ドルになる。) が認められている⁽⁴⁴⁾。

1 連邦贈与税の概要⁽⁴⁵⁾

連邦贈与税は、個人が暦年中にした贈与による財産の移転に対して、暦年ごとに課される (IRC § 2501(a)(1))。

贈与者がアメリカ市民であるか、アメリカ居住者の場合、全世界の財産の移転が課税の対象となり (IRC § 2501(a)(1)、連邦規則集 (Code of Federal Regulation。以下「CFR」と表記する。)) § 25.2501-1(a)(1)、贈与者がアメリカ市民でもアメリカ居住者でもない場合 (以下「外国人非居住者」と表記する。) は、アメリカ国内に所在する財産で、無形資産以外の財産の移転に対して課税が行われる (IRC § § 2501(a)(2)、2511(a))。

連邦贈与税について納税・申告義務を負っているのは、原則として財産の

(42) 渋谷・前掲注(39)1344頁。

(43) 連邦遺産税において、アメリカ居住者である被相続人 (居住者被相続人) とは、死亡の時点でアメリカにドミサイルを有していた個人をいう。ドミサイルは、後にそこから離れるという明確な意図を持たずに、たとえ短期間であってもそこに住むことによって獲得され、いつまでもそこに留まるという意図を持たずに住んでも、ドミサイルは獲得しないし、ドミサイルを変更するという意図があっても、実際の移動が伴わなければ、ドミサイルは変更されないとされる (CFR§20.0-1(b)(1))。連邦贈与税における居住者についても、ドミサイルが、死亡時点ではなく贈与の時点で決定されるという点を除き、連邦遺産税と実質的に同じである (Bittker and Lokken. *supra* note (26). ¶ 134.2.1, CFR§25.2501-1(b))。

(44) IRS. “Instruction for Form 706 (Rev. October 2024)”. p. 8, IRS. “2024 Instruction for Form 709”. p.19.

(45) 1 の内容については、渋谷・前掲注(39)、伊藤・前掲注(40)682頁-696頁、高野幸大「遺産税方式の問題点に係る若干の考察—アメリカの連邦遺産税制度を素材として—」日税研論集 61 号『相続税・贈与税の諸問題』(税務研究センター、2011年)、IRS. “2024 Instruction for Form 709” を参考にした。

贈与者である (IRC § § 2502(c), 6019)。

連邦贈与税は、①その年に行われた贈与の価額の合計額から、受贈者ごとに認められている控除額 (IRC § 2503(b)。2024 年分の贈与については 18,000 ドル⁽⁴⁶⁾) を控除し、ここから、②IRC2522 条、同 2523 条⁽⁴⁷⁾に規定する各種控除の額を控除して、課税贈与 (taxable gifts) の価額を算定し、これに、③過去からの課税贈与の価額を加算して、課税贈与の価額の総合計を求め、④課税贈与の総合計に対して、統一の移転税率を適用して求めた税額から、過去の課税贈与に係る納付すべき贈与税額を差し引いて、仮の税額 (tentative tax) を算定し (IRC § 2502(a))、⑤統一税額控除の未利用額を差し引いて (IRC § 2505)、最終的な税額が算出される。

2 連邦遺産税の概要⁽⁴⁸⁾

連邦遺産税は、被相続人がアメリカ市民又はアメリカ居住者である場合には、全世界の遺産の移転が課税対象となり (IRC § § 2001, 2031(a))、外国人非居住者である場合には、死亡時点においてアメリカに所在する財産の移転のみが課税の対象となる (IRC § § 2101, 2106)。

連邦遺産税の納税義務者は被相続人である (IRC § § 2001, 2101) が、実際上は、被相続人の遺言執行者又は遺産管理人が申告納税義務を負う (IRC § § 2002, 6018(a), CFR § § 20.2002-1, 20.2101-1)。

(46) IRS. “2024 Instruction for Form 709”. p. 4.

(47) IRC§2523 は、配偶者間の贈与に係る配偶者控除 (Marital deduction) を規定している。同条は、課税贈与額の計算上、配偶者間でなされた贈与について、一定の贈与を除き、贈与された財産の価値を控除することを認めるものであり、金額の制限はない (Bittker and Lokken. *supra* note (26). ¶ 123.3.1.)。ただし、この配偶者控除は、受贈配偶者がアメリカ市民でない場合には適用がなく (IRC § 2523(i)(2))、この場合には、本文①に記載した 18,000 ドルの控除が 185,000 ドルに置き換えられて適用されることになる (IRC § 2523(i)(2), IRS. “2024 Instruction for Form 709”. p. 4, 伊藤・前掲注(40)696 頁の脚注 44 参照)。

(48) 2 の内容については、渋谷・前掲注(39)、伊藤・前掲注(40)、高野・前掲注(45)のほか、川端康之「アメリカ合衆国における相続税・贈与税の現状」日税研論集 56 号『世界における相続税法の現状』(税務研究センター、2004 年)、IRS. “Instruction for Form 706(Rev. October 2024)” を参考にした。

被相続人がアメリカ市民又はアメリカ居住者である場合の連邦遺産税の計算方法は、①IRC2031 条から同 2046 条の規定に従って総遺産 (gross estates) の価額を求め、そこから、②IRC2053 条から同 2058 条に規定する各種控除の価額を控除して課税遺産 (taxable estate) の価額を算定し、③課税遺産の価額に、調整課税贈与 (adjusted taxable gifts)⁽⁴⁹⁾ の価額を加えたものに対して、統一の移転税率を適用して仮の税額 (tentative tax) を出し (IRC § 2001(b)(1))、④仮の税額から、1977 年以後の贈与に係る納付すべき税額を差し引き (IRC § 2001(b)(2))、さらに、⑤IRC2010 条から同 2016 条に規定する各種税額控除を差し引いて、最終的な税額を算出する。

上記①の総遺産には、被相続人が死亡の時点で所有していた動産、不動産などの価額のほか、生命保険金、一定の第三者との共有財産も含まれ、さらに、生前に相続人に贈与した財産も一定の範囲で含まれる。したがって、私法上の相続財産 (probate estates) と同一ではない⁽⁵⁰⁾。

また、上記②の各種控除には、生存配偶者に対する財産移転 (配偶者控除⁽⁵¹⁾)、慈善団体への寄付、被相続人の葬儀費用、債務などが含まれ⁽⁵²⁾、上記⑤の各種税額控除には、前述の統一税額控除 (IRC § 2010) が含まれている。

(49) 1976 年 12 月 31 日より後に行われた、被相続人の総遺産に含まれない課税贈与の総額をいう (IRC § 2101 (c)(1))。

(50) 川端・前掲注(48)25 頁。

(51) 連邦贈与税と同様に、配偶者控除が認められており (IRC§2056(a))、連邦遺産税においても、生存配偶者がアメリカ市民である場合には、一定の場合を除いて、生存配偶者に対して移転した財産の価額と同額が、課税遺産の計算上、金額の制限なく控除される。生存配偶者がアメリカ市民でない場合は、適格国内信託 (qualified domestic trust) を用いるなどの措置を講じない限り、無制限の配偶者控除は認められない (IRC§2056(d)(1))。

(52) 川端・前掲注(48)25 頁

第 2 節 各財産保有形態の下での連邦贈与税及び連邦遺産税の課税

1 夫婦の一方が収入を稼いでいる夫婦が、カリフォルニア州において夫婦共有財産として不動産を保有する場合の連邦贈与税・連邦遺産税の課税

(1) 保有時における連邦贈与税の課税

第 2 章第 1 節 3 のとおり、カリフォルニア州の夫婦共有財産制の下では、一方の配偶者の稼いだ収入は夫婦共有財産となり (CFC § 760)、他方の配偶者は、当該財産に対して平等の持分を有することになる (CFC § 751) が、これに対して贈与税の問題は生じないとされている⁽⁵³⁾。これは、夫婦共有財産法の下で、婚姻中の収入や獲得物は、各配偶者が自動的に 2 分の 1 ずつ所有するのであって、州法の効力によるこの分割は、贈与税に服する財産の「移転」ではない⁽⁵⁴⁾とされていることよるものと考えられる⁽⁵⁵⁾。

したがって、夫婦の一方が収入を稼いでいる夫婦が、同州に夫婦共有財産として不動産を保有し、無収入の配偶者がこれに持分を有することになっても、このことに対して連邦贈与税は課されない。

(2) 相続時における連邦遺産税の課税

第 2 章第 1 節 3 のとおり、カリフォルニア州の夫婦共有財産制の下では、夫婦の一方が死亡した場合、夫婦間で別途書面による合意をしていなければ、夫婦共有財産は、亡くなった配偶者と生存配偶者ともに 2 分の 1 ずつ帰属することとされている (CPC § 100)。連邦遺産税の課税については、死亡時の共有財産の市場価値が算定されて、その半分が死亡した配偶者の遺

(53) Bittker and Lokken. *supra* note (26). ¶ 123.2.3.

(54) *Id.* ¶ 123.3.1.

(55) この点に関し、藤谷武史教授も、夫婦財産制と租税法に関する論説の中で、「夫婦共同財産の設定・獲得は、原則として・・・資産移転課税の対象とならない。・・・婚姻期間中の共同財産の獲得・増加は、租税法上は夫婦の各々に 2 分の 1 ずつ直接帰属するからである」と述べておられる (藤谷武史「夫婦財産制と租税法 —国際的側面からの検討」金子宏＝中里実編『租税法と民法』489 頁 (有斐閣、2018))。

産として、当該配偶者の総遺産に算入される⁽⁵⁶⁾。

したがって、カリフォルニア州に夫婦共有財産として不動産を有する夫婦の一方が亡くなった場合には、亡くなったのが、収入を稼いでいる配偶者であっても、無収入の配偶者であっても、連邦遺産税の課税上、死亡時における当該財産の価値の 2 分の 1 が亡くなった配偶者の遺産として総遺産に算入される。

2 夫婦の一方が収入を稼いでいる夫婦が、収入を稼いでいる配偶者の出捐によりハワイ州に夫婦全部保有の形態で財産を保有する場合の連邦贈与税・連邦遺産税の課税

(1) 保有時（創設時）における連邦贈与税の課税

第 2 章第 2 節 1 のとおり、夫婦全部保有は、生存者財産権を伴うものであるなど、ジョイント・テナンシーと類似するものであるため、はじめにジョイント・テナンシーを創設した場合の連邦贈与税の課税関係を見た上で、夫婦全部保有を創設した場合の課税関係を確認する。

イ ジョイント・テナンシーを創設した場合

一方の配偶者 (A) が財産を拠出して、他方の配偶者 (B) とジョイント・テナンシーを創設した場合、A から B に対して、ジョイント・テナンシーの対象となった財産の 2 分の 1 の贈与があったとされる (CFR § 25.2511-1(h)(5))。これは、A が財産を拠出することにより B とジョイント・テナンシーを創設した場合、B は、①ジョイント・テナンシーの対象財産を分割することにより、当該財産の 2 分の 1 を得る権利と、②分割が行われなかった場合に、B が A よりも長生きすることにより、B が対象財産の全てを獲得する権利 (生存者財産権) とを得ることになるところ、②については、A が対象財産を分割することによって、B の権利を事実上無効にすることができるため、完全な贈与とはされず、ゆえ

(56) 藤谷・前掲注(55)489 頁、IRC§2033.

に、①の権利の価値のみが A から B に対する贈与とされるためであると説明されている⁽⁵⁷⁾。

ロ 夫婦全部保有を創設した場合

他方、夫婦全部保有の場合、ジョイント・テナンシーと異なり、原則として、一方の配偶者が一方的に夫婦全部保有の対象財産の分割等を行うことができないため、一方の配偶者が対象財産を分割することによって、他方配偶者の生存者財産権を消滅させることはできない。A の財産拋出により B との間で夫婦全部保有が創設されても、B は対象財産の分割ができず、B は対象財産の 2 分の 1 を獲得することができないため、上記イのルールは修正されることとなる。

この場合、夫婦全部保有の創設によって A と B 各々が有する権利の価値は、それぞれの年齢によって左右され、ゆえに、当該価値は、保険数理の原則に従って算定される⁽⁵⁸⁾。そして、算定された各々の権利の価値以上に、一方の配偶者が財産の出捐をしている場合には、その超える範囲が、他方配偶者に対する贈与となる⁽⁵⁹⁾。

したがって、一方の配偶者のみが収入を稼いでいる夫婦が、当該配偶者の出捐によってハワイ州に夫婦全部保有の形態で不動産を保有した場合、当該配偶者が出捐した額のうち当該配偶者の権利の価値を超える分が、他方配偶者に対する贈与として連邦贈与税の対象となる⁽⁶⁰⁾⁽⁶¹⁾。

(57) See Bittker and Lokken. *supra* note (26). ¶122.3.3.

(58) *Id.* ¶123.4.

(59) *Id.*

(60) もっとも、配偶者間の贈与の場合、金額無制限の配偶者間控除が認められているため、贈与税の義務は生じない (Bittker and Lokken. *supra* note (26). ¶123.4.)

(61) なお、本文の記載は、受贈配偶者がアメリカ市民である場合のものであり、受贈配偶者がアメリカ市民でない場合、一般的に、夫婦全部保有の創設により不動産を取得した時点では、資産の移転があったとはみなされず (CFR§25.2523(i)-2(b)(1)、その終了時点 (死亡による終了を除く。)) において、資金の拋出割合と売却等による受領金額との割合が不均衡である場合に、その不均衡部分が贈与の対象となる (CFR§25.2523(i)-2(b)(2), J. Aaron Bennett. (2012). “Estate Planning for Noncitizens Who Reside in the United States.” p. 6. (<https://www.crlaw.com/wp-content/uploads/imported-files/presentation-3-J.-Aaron-Bennett.pdf>) (令和 7 年

(2) 相続時における連邦遺産税の課税

第 2 章第 2 節 1 のとおり、夫婦全部保有では、亡くなった配偶者の権利は、死亡によって消滅する。したがって、当該権利に対しては、死亡時に所有する財産を課税対象とする IRC2033 条は適用されず、代わりに、同 2040 条が適用されて課税の対象とされる⁽⁶²⁾。

同条は、生存者財産権を伴って 2 名以上で財産を共同で保有している場合に適用される規定であり、夫婦以外の者が共同で財産を保有している場合と、夫婦間で保有している場合で異なるルールが設けられている。夫婦が夫婦全部保有の形態で財産を保有している場合については、同条 (b) 項の規定が適用され、当該財産の価値の 2 分の 1 が亡くなった配偶者の総遺産の額に算入される⁽⁶³⁾。この場合に、当該不動産を保有することになった時に、夫婦がどのように購入資金を拠出したかは問わない⁽⁶⁴⁾。

したがって、ハワイ州に夫婦全部保有の形態で不動産を保有している夫婦の一方が亡くなった場合（亡くなったのが、収入を稼いでいる配偶者であっても無収入の配偶者であっても）、連邦遺産税の課税上、死亡時における当該不動産の価値の 2 分の 1 が、亡くなった配偶者の遺産として総遺産に算入される。

6 月 20 日最終閲覧)。

(62) See Bittker and Lokken. *supra* note (26). ¶125.11.2.

(63) IRC§2040(b)の規定は、夫婦間で財産を保有している場合であっても、生存配偶者がアメリカ市民でない場合には適用されずに、IRC§2040(a)が適用され (IRC§2056(d)(1)(B), CFR § 20.2056A-8(a)(1))、その場合、対象財産の価値全体 (生存配偶者が拠出した部分は除く。)が総遺産の額に算入されることとなる (Bennett. *supra* note (61))。

(64) Bittker and Lokken. *supra* note (26). ¶125.11.2.

3 夫婦の一方が収入を稼いでいる夫婦が、収入を稼いでいる配偶者の出捐によりハワイ州にジョイント・アカウントを開設した場合の連邦贈与税及び連邦遺産税の課税

(1) 保有時（口座開設時）における連邦贈与税の課税

第 2 章 3 節 1 のとおり、ジョイント・アカウントは、口座名義人それぞれが、口座内の資金を引き出す権限を有する口座であるが、ジョイント・アカウントの開設に際し、口座名義人のうちの一人 (A) が資金を拠出して口座を開設し、これについて資金を拠出していない者 (B) が口座から全額を引き出すことができたとしても、その時点で、A から B に対する贈与があったとして連邦贈与税が課されることはない⁽⁶⁵⁾。これは、資金を拠出した A が、口座名義人として預け入れたし資金を引き出すことができ、これによって、資産の移転を撤回することができるからであると説明されている⁽⁶⁶⁾。

ジョイント・アカウントに関して贈与税の課税が問題となるのは、資金を拠出していない B が、自らの利益のために口座から資金を引き出した場合であり、引き出した資金のうち資金を拠出した A に対して返済義務を負わない部分が贈与税の対象となる⁽⁶⁷⁾。

したがって、夫婦の一方のみが収入を稼いでいる夫婦が、ハワイ州の銀行にジョイント・アカウントを開設、収入を稼いでいる配偶者が当該口座に一定額を預け入れた場合であっても、そのことに対して連邦贈与税は問題にならない。

(65) *Id.* ¶ 122.3.2, 藤谷武史「家族内財産承継の租税法的把握をめぐる問題 —非典型財産承継の局面を中心に」社会科学研究第 68 巻第 2 号（東京大学社会科学研究所、2017 年）91-92 頁。

(66) Bittker and Lokken *supra* note (26). ¶ 122.3.2. 財産の移転については、その移転が完全なものになるまで、すなわち、贈与者が財産に対する全ての支配及び管理を手放すまで、贈与税には服さないとされている (Sitkoff and Dukeminier. *supra* note (10). p.930)。

(67) CFR§25.2511-1(h)(4), IRS. *supra* note (46). p.6. なお、藤谷・前掲注(65)92 頁では、A が B に対する権利を放棄したり時効で消滅したりした場合にも確定贈与として贈与税の課税対象になるとされている。

(2) 相続時における連邦遺産税の課税

ジョイント・アカウントに生存者財産権が付されている場合は、上記 2 (2) と同様に IRC2040 条 b 項が適用される⁽⁶⁸⁾。

したがって、ハワイ州に生存者財産権が付されたジョイント・アカウントを保有している夫婦の一方が亡くなった場合（亡くなったのが、収入を稼いでいる配偶者であっても無収入の配偶者であっても）、連邦遺産税の課税上、死亡時における口座内の残高の 2 分の 1 が、亡くなった配偶者の遺産として総遺産に算入される⁽⁶⁹⁾。

(68) *See* Bittker and Lokken *supra* note (26). ¶ 125.11.3 , CFR § 25.2518-2(c)(5)example(14).

(69) 生存者財産権が付されていない場合には、IRC2033 条により、死亡時における口座内の残高が、遺産として総遺産に算入されることになろう。

第 4 章 相続税法適用の前提となる私法上の法律関係の整理（準拠法の決定）

ここまで、アメリカにおける夫婦間の財産保有形態のうち夫婦共有財産制、夫婦全部保有、ジョイント・アカウントについて、その概要とそれぞれの財産保有形態の下での連邦贈与税及び連邦遺産税の課税関係をみてきた。本章以降においては、前章までの整理を踏まえ、こうしたアメリカにおける夫婦間の財産保有形態に対して、わが国の相続税法がどのように適用されるかの検討を行う。

ところで、「租税法は、種々の経済活動ないし経済現象を課税の対象としているが、それらの活動ないし現象は、第一次的には私法によって規律されて」おり、「租税法律主義の目的である法的安定性を確保するためには、課税は、原則として私法上の法律関係に即して行われるべきである」⁽⁷⁰⁾とされていることから、第 1 章の想定事案の各ケースに対する相続税法の適用、すなわち、贈与税及び相続税の課税関係を考えるに当たっても、まずは、その前提となる私法上の法律関係を整理する必要がある。その際、想定事案のように、夫婦の一方が外国籍を有していたり、夫婦の保有する財産が海外に所在したりするなど、何らかの意味で日本以外の国と関連する外国的要素が含まれている場合⁽⁷¹⁾には、外国の法律が関係してくることになるため、関係する複数の法域の中からどの法域の法律を適用するかを選択する必要がある。

したがって、想定事案の各ケースに対して相続税法がどのように適用されるかを検討するに先立ち、まずは、第 4 章で、国際私法の適用を通じて、いずれの法域の法律を適用すべきかという準拠法の決定についての確認をする⁽⁷²⁾。

(70) 金子宏『租税法〔第 24 版〕』129 頁（弘文堂、2021）。

(71) 国境を越えて営まれる私人間の法律関係（法的な規律の対象となる生活関係）、すなわち、法律関係を構成するいずれかの要素が外国との関連（涉外性）を有する法律関係は、渉外的法律関係と呼ばれる（中西康ほか『国際私法〔第 3 版〕』2 頁（有斐閣、2022））。

(72) 渉外的法律関係の問題の処理に関しては、国際私法による準拠法の選択・指定に加

第 1 節 夫婦財産制の準拠法

第 2 章第 1 節 1 で述べたとおり、夫婦財産制のあり方は国ごとに多様であるから、いずれの法域の法律が適用されるかによって、夫婦間の財産関係も異なることとなる。そこで、以下、夫婦財産制の問題に係る通則法の規定を確認し、同法の適用を通じて、想定事案の各ケースに対し、いずれの法域の法が適用されることになるかを整理する。

1 夫婦財産制に係る準拠法の決定とその適用範囲

夫婦財産制については、通則法 26 条に規定が置かれている。夫婦財産制に関する全ての問題、すなわち、夫婦財産契約を締結し得るか否か、締結で

え、国際裁判管轄の問題、つまり、国際的な民事紛争が生じたときに、当該紛争について、わが国の裁判所がこれを裁判によって解決することができるかという問題がある。わが国の裁判所に国際裁判管轄が認められると、わが国が法廷地となり、わが国の国際私法により、紛争解決のための準拠法が決定されることになる（木棚照一『国際私法』365 頁（成文堂、2016））。国際裁判管轄の決定は、法廷地の決定を意味し、法廷地の決定は、法廷地国際私法を通して、実体判断に適用される準拠法の決定を左右する。国際私法の内容には国によって違いもあるから、涉外事件の実際においては、国際裁判管轄の決定が事件の帰趨を決めることが少なくないとされている（本間靖規ほか『国際民事手続法〔第 3 版〕』30 頁（有斐閣、2024））。

そうすると、想定事案の各ケースに対する課税関係を検討するに当たって、その前提となる私法上の法律関係を整理するといっても、いずれの国が法廷地となるかによって、適用される国際私法が異なり、その帰趨も異なり得るのであるから、まずは、法廷地がどこであるかを決定しなければ、私法上の法律関係の整理、ひいては課税関係の検討もできないこととなるが、涉外事件の場合、複数国の管轄が競合するのが常態であるとされ、国際裁判管轄を決定するに当たっては、事案と法廷地との牽連性や当事者の便宜等を勘案しつつ、適切な範囲で決定することが求められる（本間ほか・前掲同頁参照）とされている中においては、一律に法廷地を判断することは困難である。したがって、本稿では、日本の裁判所を法廷地とし、日本の国際私法である「法の適用に関する通則法」（以下「通則法」と表記する。）が適用されることを前提として検討を行うこととする。

なお、そもそも日本の裁判所に国際裁判管轄が認められない場合、関係者が皆国外にいて、日本の裁判所で裁判が行われる可能性が低い場合、外国の裁判所と日本の裁判所とで異なる判断がされ、外国の裁判所の判決の方が実効性を持つような場合など、本稿の前提とは異なる事案も当然想定し得るところではあるが、ここでは問題の指摘に止めておきたい。

きるとした場合の締結時期、内容及び効力の問題、更には契約変更の可否・その方法等の問題、夫婦財産契約を締結せずあるいは準拠法上それを締結することができずに法定財産制によることとなった場合の法定財産制の内容、すわなち、共有財産か特有財産かといった夫婦の財産の帰属・構成の問題、夫婦の財産の管理、使用、収益及び処分に関する夫婦間の権利義務の問題等は、いずれも同条の準拠法によって定まることとなる⁽⁷³⁾。

通則法 26 条 1 項は、夫婦財産制の準拠法について、同法 25 条（婚姻の効力）を準用する旨規定しているため、原則として、夫婦の本国法⁽⁷⁴⁾が同一であるときはその法により、その法がない場合において夫婦の常居所地法⁽⁷⁵⁾が同一であるときはその法により、そのいずれの法もないときは、夫婦に最も密接な関係がある地の法によることとなる⁽⁷⁶⁾。

また、準拠法の決定基準である夫婦の同一本国や同一常居所地、最も密接な関係地が変更されると、それに伴い準拠法も変更されることとなるところ準拠法が変更されると、新準拠法の下、旧来の法律関係をどのように処理するのが問題となる。通則法 26 条は、この点に関する規定を何も置いていないが、多数説は、法的安定性の観点から準拠法の変更の効力は、将来に向

(73) 櫻田嘉章=道垣内正人編『注釈国際私法第 2 巻』37-38 頁（有斐閣、2011）。

(74) 本国法とは、人が国籍を持つ国の法である（高橋ほか・前掲注(8)1241 頁）。

(75) 常居所地法とは、常居所のある地の法であり、常居所とは、人が通常居住している場所をいい、単なる一時的なものでない点で居所と異なり、相当期間の居住の事実が必要とされる一方、意思を必要としない点で、住所、とりわけ英米法のドミサイルとは異なる（高橋ほか・前掲注(8)646-647 頁）。常居所を決定する際の具体的な基準については、通則法に規定がなく、常居所があるか否かについては、居住の目的、期間、状況等の諸要素を総合的に考慮して判断しなければならないとされている（中西ほか・前掲注(71)77 頁）。

(76) なお、通則法 26 条 2 項は、夫婦が、その署名した書面で日付を記載したものにより、夫婦の一方が国籍を有する国の法（同項 1 号）、夫婦の一方の常居所地法（同項 2 号）、不動産に関する夫婦財産制についてはその不動産の所在地法（同項 3 号）のうちいずれの法によるべきかを定めたときは、夫婦財産制はその法によるとして、夫婦財産制の準拠法の選択における当事者自治を認めている。条文上は、当事者自治は二次的に規定されているように見えるが、實際上、準拠法が選択されている場合には、その法が 1 項に規定する原則的準拠法より優先し、準拠法選択がない場合のみ原則的準拠法が適用される（木柵・前掲注(72)189 頁）。本稿では、2 項による準拠法の選択がないとの前提で検討を進める。

かつてのみ生じるとしている⁽⁷⁷⁾。

なお、相続と夫婦財産制の関係については、まず、通則法 26 条により夫婦財産関係を清算した後に、相続の問題として通則法 36 条（後述）によるとされている⁽⁷⁸⁾。

2 想定事案の各ケースにおける夫婦財産制の準拠法

上記 1 のような通則法の規定及び解釈を前提とすると、想定事案の各ケースの夫婦に対して適用される夫婦財産制については、次のように整理できる。

まず、夫婦が共に日本人である場合（ケース 1 及びケース 3）は、夫婦の本国法が共通であるため、共通本国法である日本法（民法）が準拠法となる。前述のとおり、民法は、夫婦財産契約がない場合には、法定財産制にしたがうとし、法定財産制として別産制を採用していることから、ケース 1 及びケース 3 における夫婦については、別産制に基づいて夫婦の財産関係が規律されることとなる⁽⁷⁹⁾。

他方、夫婦の一方がアメリカ人である場合（ケース 2 及びケース 4）は、夫婦にとって共通本国法がないから、常居所地法によって決せられることとなる。夫婦にとっての常居所地がカリフォルニア州であるとされる場合には同州法が、ハワイ州であるとされる場合には同州法が準拠法となる。なお、準拠法決定基準が変更されれば準拠法も変更されることになるから、これらの州法が準拠法となるのは、これらの州が常居所地とされる間ということになる。したがって、カリフォルニア州に移住した夫婦（ケース 2）については、同州が常居所地とされる間は夫婦共有財産制に基づき、ハワイ州に移住した夫婦（ケース 4）については、同州が常居所地とされる間は別産制に基

(77) 木棚・前掲注(72)189頁。そのほか、同旨、櫻田=道垣内・前掲注(73)40頁、山田録一『国際私法〔第3版〕』432頁（有斐閣、2004）、溜池良夫『国際私法講義〔第3版〕』449-450頁（有斐閣、2005）。

(78) 櫻田嘉章『国際私法〔第5版〕』264-265頁（有斐閣、2006）。

(79) 想定事案の各ケースにおいては、夫婦は夫婦財産契約を締結していないとの前提を置いている（第1章参照）。

づいて、夫婦の財産関係が規律されることとなる。

《想定事案の各ケースにおける準拠法と適用される夫婦財産制》

	夫婦共に日本人	夫婦の一方がアメリカ人	
	ケース 1 及び 3	ケース 2	ケース 4
結婚後 ～アメリカ移住	— (80)	民法 (別産制)	
アメリカ移住 ～日本帰国	民法 (別産制)	カリフォルニア州法 (夫婦共有財産制)	ハワイ州法 (別産制)
日本帰国後		民法 (別産制)	

第 2 節 相続の準拠法

相続についても、その法制のあり方は国ごとに様々であり、各国の実質法上、相続の対象となるものに財産相続のほか身分相続を含めるか、財産相続において動産相続と不動産相続とを区別するか、積極財産のみならず消極財産も遺産と考えるかなどといった問題のほか、法定相続人の範囲や相続欠格、更に相続分、寄与分、遺言相続との関係での遺留分、配偶者相続権の性質などといった問題について、多様な差異が存在している⁽⁸¹⁾ため、外国的要素を含む国際相続

(80) 日本人同士の夫婦が日本に居住し、海外にも財産を保有していないような場合（外国的要素を全く含まないような法律関係の場合）には、「専ら内国法が適用されることは自明のことに属し、これにいずれの国の法律を適用するかという問題が生じる余地はない」（溜池・前掲注(77) 3 頁）とされ、国際私法を通じた準拠法の決定の問題は生じないものと考えられたため、ケース 1 及びケース 3 の夫婦の「結婚後～アメリカ移住」については「一」とした。なお、「純粋な国内事案に内国法が適用されるのも、国際私法を通じて内国法が準拠法として指定されるからである」（澤木敬郎=道垣内正人『国際私法入門〔第 9 版〕』5 頁（有斐閣、2024））とする見解もあるが、この見解に立ったとしても、適用されるのが内国法（民法）であることは、前者と同じである。

(81) 澤木敬郎「涉外相続事件をめぐる問題点」川井健ほか編『講座・現代家族法 第 5

事案については、いずれの法域の法律が適用されるかといった準拠法の検討が必要となる。

1 準拠法の決定⁽⁸²⁾とその適用範囲

相続については通則法 36 条に規定がある。同条は、「相続は、被相続人の本国法による。」と定め、相続統一主義を採用している。

同条にいう「相続」とは、財産相続たると身分相続たると、包括相続たると特定相続たると、法定相続たると遺言相続たるとを問わず、およそ世代を超えた財産又は身分の承継関係を意味し、また、遺産を管理・清算して相続人に分配・移転する一切の過程を含むものと解されている⁽⁸³⁾ため、相続に関

巻』266 頁（日本評論社、1992）。こうした差異のほかにも、諸国の相続に関する実質法の間には、清算主義と承継主義という立法主義の対立もある。承継主義とは、日本も含め大陸法系諸国でとられている立法主義で、相続を身分法との関係の中で捉え、遺産は相続の開始とともに包括的に相続人に移転するという法律構成を採っている。そこでは、相続の承認、放棄などが一定の要件の下で認められるが、債務もまた相続財産を構成するものとして承継の対象となる。これに対して清算主義とは、英米法系諸国で採られている立法主義で、相続を財産承継として捉え、遺産は、遺言のある場合には遺言執行者、遺言のない場合には遺産管理人という死者の人格代表者にいったん帰属し、そこで信託法理に基づく受託者として遺産の管理清算が行われ、清算後に残余財産がある場合、相続人（受遺者を含む）への分配が行われるという法律構成を採っている。そこでは、債務の相続という観念は成り立たないことになる（澤木・前掲同 266-267 頁）。

- (82) 相続に関する準拠法の決定については、各国の国際私法上、相続統一主義と相続分割主義の 2 つの立法主義の対立がある。相続統一主義とは、不動産相続たると動産相続たるとを問わず、相続関係を一体として被相続人の属人法、すなわち被相続人の本国法又は住所地法によって統一的に規律しようとする主義である。この主義は、相続を親族関係に基づく財産及び身分の包括的な承継関係とみるローマ法の包括相続の観念に依拠し、今日では多数の大陸諸国で認められている。他方、相続分割主義とは、国際私法上、不動産相続と動産相続とを区別し、前者については所在地法を、後者については被相続人の住所地法又は本国法を適用する主義である。この主義は、相続は個々の財産の移転ないしは分割であり、それに関する相続法は「物法」であるとす法則学説の影響の下に、英米ならびに若干の大陸諸国において認められている。もともと、英米では、相続財産の管理・清算と、残余財産の分配・移転とは区別され、相続分割主義が認められるのは、後者に関してのみである（山田・前掲注(77)565-566 頁）。

- (83) 山田・前掲注(77)569 頁。

するあらゆる問題が本条によることとなる⁽⁸⁴⁾。具体的には、相続開始の原因・時期、相続人の範囲、相続順位、代襲相続の可否、相続分の確定、それに対応する寄与分や特別受益等の考慮の要否、遺産分割の可否、方法、時期、どのような者が相続し得るかという相続能力の問題、相続欠格や相続人の廃除、相続の承認・放棄、その取消しの可否の問題などが挙げられる⁽⁸⁵⁾。ただし、被相続人に属していた権利義務のうちどのようなものが相続されるのかという相続財産の構成の問題については、被相続人が有した個々の権利義務自体にも準拠法があることから、相続準拠法と個別財産準拠法との関係が問題になるとされている⁽⁸⁶⁾（相続財産の構成の問題については、3で後述する）。

また、同条の「被相続人の本国法」とは、その死亡当時における本国法であり、被相続人がその死亡当時国籍を有していた国の法を意味する⁽⁸⁷⁾。

なお、通則法 41 条は、「当事者の本国法によるべき場合において、その国の法に従えば日本法によるべきときは、日本法による。」として反致⁽⁸⁸⁾を規定している。したがって、例えば、被相続人の本国が相続分割主義を採用している国で、遺産である不動産がわが国にある場合や、被相続人の本国が被相続人の最後の常居所地国法を相続準拠法にしている国で、被相続人の最後の常居所地国がわが国である場合などには、反致により日本法が相続準拠法となることになる⁽⁸⁹⁾。

2 想定事案の各ケースにおける相続の準拠法

上記 1 のような通則法の規定及び解釈を前提とすると、想定事案の各ケー

(84) 櫻田=道垣内・前掲注(73)184 頁。

(85) 櫻田=道垣内・前掲注(73)192-194 頁参照。

(86) 櫻田=道垣内・前掲注(73)194 頁参照。

(87) 山田・前掲注(77)570 頁。

(88) 反致とは、法廷地の国際私法の本来の法則のみに基づいて準拠法を決定せず、外国の国際私法をも考慮して準拠法を決定する考え方をいう（小出邦夫「逐条解説 法の適用に関する通則法 [増補版]」370 頁（商事法務、2014））。

(89) 司法研修所編「涉外家事・人事訴訟事件の審理に関する研究」司法研究報告書第 62 輯第 1 号（2010）158 頁。

スにおける相続に対しては、次のとおり、準拠法が決定される。

まず、亡くなった配偶者 A が日本人である場合（ケース 1 及びケース 3）は、その本国法である日本法（民法）が準拠法となるから、ケース 1 及びケース 3 における相続については、民法に基づいて相続に係る法律関係が規律されることとなる。

他方、亡くなった配偶者 A がアメリカ人である場合（ケース 2 及びケース 4）は、アメリカは地域的不統一法国⁽⁹⁰⁾であることから、通則法 38 条 3 項により準拠法が特定されることとなる。同項に規定する「その国の規則」がアメリカには存しないとする近時の有力説の立場に立てば、準拠法は同項括弧書に規定する「当事者に最も密接な関係がある地域の法」が選定されることとなる。「当事者に最も密接な関係がある地域の法」がどの法になるか⁽⁹¹⁾については、実際の事案の処理においては、個々の事実関係等を詳細に確認・検討することになるだろうが、想定事案の条件のみを前提とすれば、ケース 2 については、カリフォルニア州法が、ケース 4 についてはハワイ州法が準拠法として決定されることになるものと思われるため、これにより検討を進める。ただし、亡くなった配偶者 A は、亡くなった時点で日本に住所を有していたことから、通則法 41 条の反致により、ハワイ州のジョイント・アカウントに

(90) わが国は単一の法体系を有するが、国によっては、地域が異なるごとに法律も異なり、また、その人が信仰する宗教ごとに適用される法律が異なる。そのような国は不統一法国と呼ばれ、このうち、同一国家内に内容の異なる複数の法規範が場所的に併存している国を地域的不統一法国という（中西ほか・前掲注(71)94 頁）。地域的不統一法国に属する者の本国法について、通則法 38 条 3 項は、「当事者が地域により法を異にする国の国籍を有する場合には、その国の規則に従い指定される法（そのような規則がない場合にあっては、当事者に最も密接な関係がある地域の法）を当事者の本国法とする」と規定している。同項本文にいう「その国の規則」がアメリカに存するか否かについては争いがあるとされているところ、アメリカには「その国の規則」は存しないとというのが近時の有力説であるとされている（中西ほか・前掲同 98 頁）。

(91) 中西ほか・前掲注(71)98 頁では、『「当事者に最も密接な関係がある地域の法」を決定する基準として、一律のものは提示できないが、38 条（引用者注：通則法 38 条）1 項が重国籍者の本国法の決定について常居所を基準としていることなどを考えあわせると、当事者の常居所を第 1 次的な基準とし、それがなければ、他の様々な要素を考慮すべきであろう」としている。

については、日本法（民法）が準拠法となろう⁽⁹²⁾。

3 相続財産の構成

上記 1 のとおり、相続の問題については、基本的に、通則法 36 条の規定により「被相続人の本国法」により準拠法が選択されて法律関係が整理されることとなるが、相続に関する問題のうち、被相続人が遺した財産の中に外国法を準拠法とするような財産がある場合に、遺された財産が相続財産であるか否か、すなわち、相続財産を構成する財産に該当するか否かという問題については、その判断に当たって何を準拠法とするか、つまり、個々の財産についての財産権の準拠法（個別財産準拠法）⁽⁹³⁾と、財産全体を規律する相続準拠法とをどのように適用するかということに関して、わが国の国際私法上

(92) 樋口範雄『アメリカ涉外裁判法』(弘文堂、2015) は、死亡時における財産権移転に係る準拠法選択のルールについて、アメリカでは、「不動産相続と動産相続は伝統的に扱いが区別されてきた」とし、遺言がない場合の不動産相続については「不動産所在地の無遺言相続法によって決せられ」、動産相続については「被相続人の死亡時点でのドミサイルの地の法が適用される」としている(112-114 頁)。これを前提とすれば、ハワイ州のジョイント・アカウントについては、本文のとおり、反致によって日本法（民法）が準拠法となろう。

(93) 想定事案の各ケースの財産に係る個別財産準拠法については、次のように整理できるであろう。すなわち、不動産については、「動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利」について定める通則法 13 条の規定により、不動産の所在地法（カリフォルニア州法又はハワイ州法）が個別財産準拠法となろう。また、ジョイント・アカウントについては、ジョイント・アカウントが銀行との預金取引契約に基づき開設されるものであることから、「法律行為の成立及び効力」について規定する通則法 7 条又は 8 条により定まる法が個別財産準拠法となろう。このうち、通則法 7 条は「法律行為の成立及び効力は、当事者が当該法律行為の当時に選択した地の法による」と規定し、同法 8 条 1 項は「前条の規定による選択がないときは、法律行為の成立及び効力は、当該法律行為の当時ににおいて当該法律行為に最も密接な関係がある地の法による」と規定しているところ、銀行との預金取引契約においては、預金口座が所在する法域の法を準拠法とすることが多いものと考えられる（脚注(4)で言及した東京地判平成 26 年 7 月 8 日においても、ハワイ州のバンク・オブ・ハワイで開設されたジョイント・アカウントについて、「バンク・オブ・ハワイとの本件預金契約では、預金口座は、預金口座が所在する地の法律により規律されるとの定めがある」との認定がされている。）ことから、本稿においても、預金口座が存する法域（ハワイ州）の法が選択されているものとの前提（その場合、通則法 7 条によりハワイ州法が個別財産準拠法となる。）で検討を進める。

議論がある。ある者が死亡に際して遺したある財産が相続財産に当たるか否か、すなわち、当該財産の取得が「相続」によるものであるか否かは、「相続」によって財産を取得した者は相続税を納める義務を負う旨規定する相続税法 1 条の 3 の要件を満たすものであるか否かの判断を左右するものであるため、想定事案の各ケースに対する相続税法の適用を検討する前に、相続財産の構成の議論についてもここで確認しておく。

〈想定事案の各ケースにおける相続準拠法及び個別財産準拠法〉

	被相続人が日本人		被相続人がアメリカ人		
	ケース 1	ケース 3	ケース 2	ケース 4	
財産	不動産	不動産 ジョイント・ アカウント	不動産	不動産	ジョイント・ アカウント
相続 準拠法	民法		カリフォルニア 州法	ハワイ州法	民法
個別 財産 準拠法	カリフォルニア 州法	ハワイ州法	カリフォルニア 州法	ハワイ州法	

(1) 相続財産の構成に関する学説・裁判例の状況

相続財産の構成に関する論点については、大きく 3 つの見解があると考えられる⁽⁹⁴⁾。

一つ目は、ある財産について相続準拠法と個別財産準拠法とが共に相続財産たることを認める場合に限り、当該財産を相続財産に含めるとする見解（累積適用説）であり、伝統的通説と位置付けられてきたものである。

(94) 3 つの見解についての本文の記述は、嶋拓哉「相続財産の構成を巡る法の適用関係」ジュリスト 1485 号 140-141 頁に拠った。

二つ目は、相続準拠法と個別財産準拠法の適用範囲の分配を目指す立場(配分適用説)で、現在の多数説を形成している。代表的には、被相続人に帰属する財産のうちどのような属性を持つものが相続財産を構成するかという問題を相続準拠法に拠らしめる一方で、個別財産が相続準拠法の要求する属性を備えるかという問題は、当該財産の準拠法に拠らしめるというものである。三つ目は、相続財産の構成は専ら個別財産準拠法に拠るとする見解(個別財産準拠法説)であり、近時有力とされる。

この相続財産の構成に関する議論については、「現在のところ定説をみない」⁽⁹⁵⁾とされており、裁判例においても、それぞれの見解に沿ったものが存している⁽⁹⁶⁾。本稿で取り上げているジョイント・アカウントについても、相続財産を構成する財産に該当するか否かがどのように決定されるべきかに関して、次のように異なる判断がなされている。

① 東京地方裁判所平成 19 年 3 月 28 日判決⁽⁹⁷⁾

この事件は、被相続人の後妻である被告と被相続人の養女である原告との間で、遺留分減殺請求が問題となったものであるが、被相続人が遺した財産の中に、カリフォルニア州のジョイント・アカウントが含まれており、当該ジョイント・アカウントが遺留分減殺請求の対象となるかなどが問題となった。裁判所は、判決の中で、「ジョイントアカウントにあっては、口座開設の際、『この口座の預金はどちらかの

(95) 横溝大「相続税・贈与税をめぐる紛争と準拠法」日税研論集 83 号 29 頁。なお、横溝教授は、同論説の中で、「財産清算制度の制度的一体性・一貫性を考慮し、如何なる性質の財産が相続財産を構成するかという問題は相続準拠法により決定すべきであり、個々の財産乃至権利がそのような性質を有するか否かという問題は、当該財産乃至権利の準拠法を参照しつつも、相続準拠法により決定されるべきであると考えている」として、3つの見解とは異なる見解を述べておられる(同 30 頁)。

(96) 横溝・前掲注(95)28-29 頁では、累積適用説に立つものとして、大阪地判昭和 62 年 2 月 27 日判タ 639 号 232 頁、配分適用説に立つものとして、東京高判昭和 54 年 7 月 3 日高民集 32 卷 2 号 126 頁、個別財産準拠法説に立つものとして、高松高判平成 3 年 6 月 25 日判タ 770 号 224 頁、名古屋地判平成 15 年 12 月 26 日判時 1854 号 63 頁が紹介されている。

(97) 公刊物未登載。判決内容は LLI/DB 判例秘書で確認(判例番号:L06231456)。

人でも両者の合意なしに引き出すことができる』との同意書に署名することによって成立すること、カリフォルニア州では、ジョイントアカウントの一方の名義人が死亡した場合、当該ジョイントアカウントは、当然に他方の名義人の所有資産となり、死亡した名義人の遺産には含めないこととされていることが認められる」としつつも、「ジョイントアカウントの一方の名義人が死亡した場合、当該ジョイントアカウントは、当然に他方の名義人の所有資産となるかどうかは、相続にかかる準拠法に従って決定されるべきである」として、遺留分減殺請求を認めた。

② 東京地方裁判所平成 26 年 7 月 8 日判決⁽⁹⁸⁾

この判決は、脚注（4）で言及したものである。この事件は、被相続人が生前、公正証書遺言において、金融資産等については、被相続人と先妻の間の子である原告に 10 分の 6、妻である被告に 10 分の 4 を相続させる旨の遺言をしていたところ、原告が被告に、被相続人が遺したハワイ州のジョイント・アカウントの預金は相続財産であり、遺言で定めた金融資産等に当たるとしてその 10 分の 6 の支払いを求めたのに対し、被告が、当該預金は相続財産を構成しないと争ったものである。裁判所は、判決において、「亡太郎（引用者注：被相続人）の相続については、通則法 36 条により亡太郎の本国法である日本法が準拠法となるから、どのような財産が亡太郎の相続財産となるかについては相続準拠法である日本法によって定められる。他方、ある財産ないし権利が相続財産となるためには、相続の客体性、被相続性を有することが必要であるところ、相続の客体となり得るか否かは当該財産ないし権利の属性の問題であって、当該財産ないし権利に内在するものというべきであるから、法律行為の成立及び効力の問題として、通則法 7 条及び 8 条が定める準拠法によって判断されることに

(98) 判タ 1415 号 283 頁。

なる。」とした上で、「ジョイント・アカウントの死亡名義人の財産は、少なくとも死亡時においては、制度として定められた生存名義人が所有するという以外の財産の移転を予定していないものといえるのであり、他への一般的な移転可能性はないものと解されるから、ジョイント・アカウントは、共同名義人の死亡時においては、相続により移転することができず、他への一般的な移転可能性もない財産としてハワイ州法が定めているものと認めるのが相当である。したがって、ジョイント・アカウントは、個別準拠法上、相続の客体とならないものとして、法秩序に組み込まれた制度であるというべきであり、本件預金は相続の客体とはなり得ないから、亡太郎の相続財産を構成しないものと解される」と判断した⁽⁹⁹⁾。

(2) 相続財産の構成に関する議論が相続税法の適用に与える影響

上記(1)で見たとおり、被相続人が遺した財産の中に外国法を準拠法とする財産がある場合に、当該財産が相続財産を構成するか否かがどのように決定されるべきであるかということについては、現状、裁判例でも学説上でも定まった見解はない。被相続人が遺した外国法を準拠法とする財産の相続財産該当性に関して、相続準拠法と個別財産準拠法とが異なる判断をしているような場合、相続財産の構成に関する見解(上記(1)参照)のいずれに立つかによって、相続財産該当性についての判断結果が異なることになるが、このような事態は、被相続人が外国に遺した何らかの財産を生存する者が取得した場合に、当該財産が相続財産であるか否か(生存する者の財産取得が「相続」によるものか否か)の判断を極めて困難にするものとなる。前述のとおり、相続税法は、「相続」によって財産を取得し

(99) 同判決に対しては、相続財産の構成に関する学説のうちいずれの見解に立ったものであるかという点について、論者の間で見解が分かれているほか、判決の結論そのものについても、賛否が分かれている(結論に賛成するものとして、嶋・前掲注(94)、織田有基子「ハワイ州法上のジョイント・アカウント預金と相続財産該当性」私法判例リマークス 2016(下)138 頁。渡辺惺之「ハワイ州の銀行に亡夫が開設していた夫婦の共同名義預金(joint account)の被相続性」戸籍時報 747 号 35 頁は、結論に「疑問がある」とする。

た者は相続税を納める義務がある旨規定しているところ、相続税の申告をする納税者からすれば、被相続人から取得した財産が「相続」により取得したものか否かが判然としなければ、「相続」によって財産を取得したとして相続税の申告を行っていかどうかの判断ができず、また、課税庁にとっても、「相続」による財産の取得があったとして相続税の課税処分をしていかどうか難しい判断を求められることとなる。

こうした状況の下で、被相続人が遺した外国法を準拠法とする財産を取得した者に対して相続税法をどのように適用させるかということについては、第 6 章において検討することとする。

第 5 章 各財産保有形態の下での財産保有時における相続税法の適用

第 5 章以降では、第 4 章で決定された準拠法の下で、第 1 章の想定事案の各ケースに対して相続税法がどのように適用されて、課税が行われることになるかを確認していく。

まず第 5 章では、本稿で取り上げる 3 つの財産保有形態により財産を保有することになった段階での課税関係、具体的には贈与税の課税関係についてみていく⁽¹⁰⁰⁾。

第 1 節 カリフォルニア州の夫婦共有財産制の下での財産保有に対する相続税法の適用

1 ケース 1 (夫婦双方が日本人) の場合

通則法の適用を前提とすると、ケース 1 については、夫婦財産制に関して、夫婦の共通本国法である民法が準拠法とされるから、ケース 1 の夫婦間における財産関係は、民法によって規律されることになろう (なお、ケース 1 については、夫婦の婚姻期間中、準拠法が変更となる事情もないため、民法のみが準拠法となろう)。そうすると、ケース 1 の日本人夫婦が夫婦共有財産制を採るカリフォルニア州法の下で一定の財産を形成・保有したとしても、当該夫婦が同州に保有する財産に対しては、同州の夫婦共有財産制は適用され

(100) 想定事案のいずれのケースも、国外に居住している夫婦 (配偶者 A 及び配偶者 B) が国外で財産を保有することになった場合における、収入のない配偶者 B に対する贈与税課税の要否を検討するものであるところ、現在の相続税法の規定を前提とすると、贈与者 (配偶者 A) 及び受贈者 (配偶者 B) がいずれも贈与時点 (財産の取得時点) で国内に住所を有さない場合で、配偶者 A の国籍に関わらず国外にある財産が贈与税の課税対象とされるのは、受贈者である配偶者 B が贈与前 10 年以内のいずれかの時において国内に住所を有していた場合 (相続税法 1 条の 4 第 1 項二号イ(1)) となるため、本章における検討は、夫婦 (配偶者 A 及び配偶者 B) が日本を離れて 10 年以内の間に財産を保有した場合を対象とするものとする。

ずに、民法によって当該夫婦間の財産関係が整理されることになると考えられるが、前述のとおり、民法は、法定夫婦財産制として別産制を採用しており、別産制の下では、一方配偶者が稼いだものは、その一方配偶者のものとなり、一方配偶者の収入やそれで購入した財産は、その一方配偶者に帰属することとされているから、ケース 1 において、夫婦がカリフォルニア州で購入した不動産については、収入を稼いでいる配偶者 A の財産となろう。

このように、ケース 1 における不動産は、配偶者 A が自らの稼ぎを元手に購入したもので、配偶者 A に帰属するものであるから、配偶者 B は当該不動産に対して何らの権利も有さず、ゆえに、当該不動産の保有に関して配偶者 B に対して贈与税課税の問題は生じないものとする。もっとも、当該不動産の保有時において、夫婦が当該不動産を夫婦共有名義で登記をするなど、実質的に配偶者 A から配偶者 B に対して贈与があったと認められる場合には、配偶者 B に対して贈与税が課されることになる。

2 ケース 2（夫婦の一方がアメリカ人）の場合

通則法の適用を前提とすると、ケース 2 における夫婦財産制については、夫婦の常居所地がカリフォルニア州である間は、同州法が準拠法とされよう（なお、ケース 2 については、夫婦の常居所地によって準拠法が決定されるから、夫婦の婚姻期間中、常居所地が変更するに伴って準拠法も変更されることになるが、前述のとおり、準拠法変更の効力は、将来に向かってのみ生じるとされているため、カリフォルニア州法が準拠法とされる間に形成された財産については、カリフォルニア州法によって規律されることになる）。

カリフォルニア州は、夫婦財産制について夫婦共有財産制を採っており、婚姻中に夫婦の一方が稼いだ収入や、当該収入を基に取得した財産は、夫婦共有財産とされるから、配偶者 A の稼ぎや、それを元手に取得した不動産についても夫婦共有財産となり、配偶者 B はこれに対して平等の持分を有することになる。

この場合に、何ら稼ぎを有さない配偶者 B が夫婦共有財産に対して平等の

持分を有することになることについて、配偶者 B に対する贈与税課税の要否が問題となる。

(1) 贈与があったとして贈与税課税が行われる可能性

相続税法 1 条の 4 は、「贈与により財産を取得した」者のうち一定の者は贈与税を納める義務がある旨規定しているところ、ここでいう「贈与」とは民法からの借用概念であるとされ⁽¹⁰¹⁾、借用概念については、「別意に解すべきことが租税法規の明文またはその趣旨から明らかな場合は別として、それを私法上におけると同じ意義に解する」⁽¹⁰²⁾とする考え方（統一説）が判例・通説の立場であり⁽¹⁰³⁾、「他の法分野における同じ意義に解釈するのが、租税法律主義＝法的安定性の要請に合致」⁽¹⁰⁴⁾するものであるから、相続税法上の「贈与」についても、基本的には、私法上におけるのと同義に解するのが相当である⁽¹⁰⁵⁾。

わが国の民法は、「贈与は、当事者の一方がある財産を無償で相手方と与える意思表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる」

(549 条) と規定しているところ、前述のとおり、配偶者 B が夫婦共有財産に対して平等の持分を有するのは、カリフォルニア州の州法 (CFC) が、婚姻中の夫婦が同州にドミサイルを有している間に取得した全ての財産を夫婦共有財産とし、夫婦はこれに対して平等の持分を有する旨規定していることによるものであって、収入を稼いでいる配偶者 A が配偶者 B に対して、夫婦共有財産に対する平等の持分を無償で与える意思表示し、配偶者 B がこれを受諾したことによるものではない。

したがって、配偶者 B が夫婦共有財産に対して平等の持分を有することについては、基本的に、配偶者 B が配偶者 A から「贈与により財産を取得

(101) 小島俊朗「租税法における贈与の意義について」税大ジャーナル 26 号 37 頁(2016)。

(102) 金子・前掲注(70)127 頁。

(103) 渋谷雅弘「借用概念解釈の実際」金子宏編『租税法の発展』39 頁(有斐閣、2010)。

(104) 金子・前掲注(70)127 頁。

(105) ただし、贈与のうち民法 554 条に規定する死因贈与による財産の取得については、相続税の課税原因とされ(相続税法第 1 条の 3 参照)、贈与税の課税原因から除かれている。

した」として、配偶者 B に対して贈与税が課されることはないであろう。

(2) みなし贈与財産該当性を理由として贈与税課税が行われる可能性

相続税法には、同法 5 条から 9 条の 5 に、みなし贈与財産についての規定が置かれている⁽¹⁰⁶⁾。ここで、みなし贈与財産とは、「法的には、贈与によって取得した財産とはいえないが、贈与によって取得した財産と実質を同じくするため、公平負担の見地から、贈与によって取得したものとみなされ、贈与税の対象とされている財産または権利（経済的利益を含む）」⁽¹⁰⁷⁾であるとされており、想定事案のケース 2 との関係では、同法 9 条の適用の有無が問題となる。

イ 相続税法 9 条の規定及び趣旨等

相続税法 9 条は、「対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で利益を受けた場合においては、当該利益を受けた時において、当該利益を受けた者が、当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額（対価の支払があった場合には、その価額を控除した金額）を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす」と規定している。

同条の趣旨については、「私法上は贈与又は遺贈によって財産を取得したものとはいえないが、そのような私人間の法律関係の形式とは別に、実質的にみて、贈与又は遺贈を受けたのと同様の経済的利益を享受している事実がある場合に、租税回避行為を防止するため、税負担の公平の見地から、贈与契約又は遺言の有無にかかわらず、その取得した経済的利益を、当該利益を受けさせた者からの贈与又は遺贈によって取得したものとみなして、贈与税又は相続税を課税することとしたもの」（大阪高裁平成 26 年 6 月 18 日判決（税務訴訟資料 264 号順号 12488））であると解されている。また、同条に規定する「対価を支払わないで・・・利

(106) 相続税法 5 条は保険金、6 条は定期金、7 条は低額譲受、8 条は債務免除等、9 条はその他の利益の享受、9 条の 2 以降は信託について規定している。

(107) 金子・前掲注(70)725 頁。

益を受けた場合」の意義について、同判決は、相続税法 9 条の趣旨に鑑みれば、「同条にいう『対価を支払わないで、・・・利益を受けた場合』というためには、贈与と同様の経済的利益の移転があったこと、すなわち、一方当事者が経済的利益を失うことによって、他方当事者が何らの対価を支払わないで当該経済的利益を享受したことを要すると解するのが相当である」としている。

ロ 配偶者 B に対する相続税法 9 条の適用の有無

それでは、配偶者 B が夫婦共有財産に対して平等の持分を有することになったことに対して、保有時に相続税法 9 条が適用されて贈与税の課税がなされるであろうか。

結論としては、夫婦共有財産の保有時に、同法 9 条によって配偶者 B に対して贈与税課税を行うのは困難なのではないかと考える。すなわち、①夫婦は、婚姻期間中継続して、夫婦共有財産に対して平等の持分を有するとはいえ、夫婦の一方の死亡や離婚等の場合以外には夫婦共有財産の清算は行われず、かかる事由が生じるまでその権利の範囲が具体化しないため、どれだけ「利益を受けた」かが確定できないこと、②夫婦共有財産は、婚姻中のもののみならず婚姻前のものまで含めて夫婦のいずれかが負った債務の引き当てとされており、それぞれの夫婦が夫婦共有財産に対して有する平等の持分の評価がマイナスになるということもあり得ること、③夫婦共有財産の基礎にある原理が、「婚姻中に夫婦どちらかの努力によって取得された財産はどのようなものであれ夫婦双方、すなわちその 2 人をメンバーとする共同体の所有に帰すのだ」という考え方である」との理解（脚注（15）参照）を前提とすると、配偶者 B が夫婦共有財産に対して平等の持分を有したとしても、配偶者 B 個人が自由に管理処分できるような権利（利益）を得たのとは同一視できないと考えられ、そうであるとすると、配偶者 B が夫婦共有財産に対して平等の持分を有することになったからといって、配偶者 B が「利益を受けた」とまではいえないのではないかと考える。

この点、藤谷教授も、前掲注(55)の論説において、「夫婦共通財産の下で各当事者が有するのは、共同生活に関わる財産と債務を包摂する総体としての財産体に対する抽象的な持分であり、その管理や清算に関する地位である」とした上で、「各当事者は共通財産の総体(の価値増加)に対する 1/2 の抽象的持分を有するとはいっても、清算・分割されるまではその価値の全体を自らのものとすることはできず、持分の転売もできない以上、その価値はフローとして、共同生活に必要な費用への充当(日常家事債務の弁済)や共同生活に供用される財産の獲得、という形でしか享受し得ない。その上、共通財産の清算・分割時に、夫婦の一方が共通財産体の価値の 1/2 を確実に享受しうる保証はない(夫婦の他方の個人的債権の満足に充てられてしまうかもしれない。償還請求はできるが、他方の固有財産が無資力の可能性もある。)。結局、夫婦の一方または他方が家計の外から収入や財産を獲得しそれが共通財産に属した場合、その価値を享受したのは共同生活(家計)全体であって、『各当事者が当該価値の 1/2 ずつを得た』のとは少なくとも民法上は同視し得ないと思われる」として、「夫婦の一方の稼得に基因する共通財産増加額の 1/2 を以て夫婦の他方が『当該利益を受けた時における当該利益の価値に相当する金額』(相続税法 9 条)と捉えることは無理であろう」と述べておられる⁽¹⁰⁸⁾。

(108) 藤谷・前掲注(55)497-500 頁。また、平川英子教授も、フランス民法典の定める法定財産制である法定共通制の下で財産の形成・移転が行われた場合に、わが国の相続税法がどのように適用されるかを考察する論説において、一方配偶者の勤労収入によって共通財産の取得が行われた場合に、他方配偶者が「取得」時点で法定共通制による利益を得たとして相続税法 9 条が適用されるか否かを検討する中で、藤谷教授の前掲注(55)の論説を引用した上で、「フランスの法定共通制のもとでは、夫婦財産制による利益を受けるのは、少なくとも共通財産増加時ではないと考えるのが妥当である」と述べておられる(平川英子「国際相続と相続税」税務事例研究 177 号 48 頁)。

なお、国税庁ホームページには、「夫婦財産契約と贈与税」と題する次のような質疑応答事例が掲載されている⁽¹⁰⁹⁾。

【照会要旨】

夫婦間において、次のような内容の夫婦財産契約を締結した事例があります。この場合、贈与税の課税関係が生じますか。

「婚姻中に夫婦の一方がその名において得た財産については、民法第 762 条第 2 項の規定にかかわらず持分 2 分の 1 ずつの共有とする。」

【回答要旨】

夫婦財産契約は、財産の帰属関係を定めたものにすぎないものと考えられます。

相続税法上のみなし贈与に関する規定は、民法上の贈与に該当しないものであっても、財産上の利益の供与があったときには贈与税を課税することとしているものですから、夫婦財産契約の履行によって得た利益は、相続税法第 9 条の規定により贈与税の課税の対象になります。

想定事案のケース 2 の配偶者 B が夫婦共有財産に対して平等の持分を有することについて、その保有時に相続税法 9 条が適用されない一方で、質疑応答事例のケースでは同条が適用されることになるのは、次の理由によるものと考えられる。

すなわち、質疑応答事例にあるような夫婦財産契約が、夫婦の一方が一旦取得した財産を夫婦間で共有とすることを取り決めたものであり、夫婦の一方がある財産を取得したということまで変更するものではない（ある財産を初めから夫婦各々に 2 分の 1 ずつ帰属させるという効果まで生じさせるものではない）と解されている⁽¹¹⁰⁾中で、当該契約の履行によって一方の配偶者が得た財産を他方の配偶者と共有にしたということであれば、それは、一方の配偶者が経済的利益（2 分の 1 の持分）

(109) <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/14/07.htm>（令和 7 年 6 月 20 日最終閲覧）

(110) 東京地判昭和 63 年 5 月 16 日（判時 1281 号 87 頁）参照。

を失うことによって、他方の配偶者が何らの対価を支払わないで当該経済的利益を享受したものにはかならないから、他方の配偶者に対しては相続税法 9 条が適用されることとなる。これに対して、ケース 2 の配偶者 B が有することになるのは、前述のとおり、夫婦の一方が稼いだ所得は夫婦 2 人をメンバーとする「共同体」の所有に帰すという考え方を基礎に置く夫婦共有財産に対する平等の持分であり、この考え方を前提とすると、配偶者 B が夫婦共有財産に対して平等の持分を有するといっても、それは、配偶者 A に一旦帰属したものを改めて夫婦間で共有にしたことによるものとはいえないし、前述のとおり、夫婦共有財産の保有時に配偶者 B が「利益を受けた」とまではいえないと考えられるのであるから、質疑応答事例のケースとは結論を異にすることになるものと考えられる。

(3) 小括

以上のとおり、配偶者 B が夫婦共有財産に対して平等の持分を有することになったとしても、保有時においては、基本的に贈与税は課されないであろう。

もっとも、夫婦共有財産を性質転換によって配偶者 B の特有財産とした場合など、現実には配偶者 B に対して具体的な利益の移転があったと認められる場合には、「贈与により財産を取得した」又は「対価を支払わないで・・・利益を受けた」として配偶者 B に対して贈与税課税が行われることになる⁽¹¹¹⁾。

(111) 藤谷教授も、前掲注(55)の論説の中で、「夫婦の一方の稼得に基因する共通財産増加額の 1/2 を以て夫婦の他方が『当該利益を受けた時における当該利益の価額に相当する金額』（相続税法 9 条）と捉えることは無理であろう」としつつも、それに続けて「一方の固有財産への明確な帰属があった場合に贈与税を課せば足りる」として、一方配偶者の固有財産への帰属があった場合の贈与税課税については肯定しておられる（藤谷・前掲注(55)500 頁）。

第 2 節 ハワイ州の夫婦全部保有による財産の保有及びジョイント・アカウントの開設（保有）に対する相続税法の適用

1 ケース 3（夫婦双方が日本人）の場合

通則法の適用を前提とすると、ケース 3 については、夫婦財産制に関して、夫婦の共通本国法である民法が準拠法とされるから、ケース 3 の夫婦間における財産関係は、民法によって規律されることとなり（夫婦の婚姻期間中、準拠法が変更となる事情もないため、民法のみが準拠法となる）、民法の法定夫婦財産制である別産制によって、その法律関係が整理されることになる。別産制の下では、一方配偶者が稼いだものはその一方配偶者のもの、一方配偶者の収入やそれで購入した財産についてもその一方配偶者に帰属することになるから、ケース 3 において日本人夫婦がハワイ州法の下で形成した財産についても、これを前提に課税関係を考える必要がある。

(1) 夫婦全部保有

配偶者 B は、夫婦が夫婦全部保有の形態で購入した不動産に対して均等の持分を有することになるが、何らの資金負担もせず当該不動産に対して持分を有することになった配偶者 B に対して贈与税の課税は行われるであろうか。

この問題に関して、夫婦全部保有についてのものではないが、夫婦全部保有と類似する財産の保有形態であるジョイント・テナンシーに関し、夫の資金負担によって夫婦がジョイント・テナンシーにより不動産を保有したことについて、妻に対して贈与税の課税処分が行われたことの適否が争われた事件が 2 件ある（いずれもカリフォルニア州所在の不動産に係るジョイント・テナンシーが問題となった）。

1 件目は、東京高裁平成 19 年 10 月 10 日判決（税務訴訟資料 257 号順号 10797。第 1 審は静岡地裁平成 19 年 3 月 23 日判決（税務訴訟資料 257 号順号 10665））に係る事件であり、裁判所は、「本件不動産の購入代金は

すべて亡戊（引用者注：夫）が負担したのであって、控訴人乙（引用者注：妻）は、購入代金を負担することなく本件不動産の持分 2 分の 1 を取得したものであるから、少なくとも、相続税法 9 条により、本件不動産の持分 2 分の 1 の価額に相当する金額、すなわち、本件不動産の購入代金の 2 分の 1 の金員を亡戊から贈与により取得したものとみなされるのである」として、贈与税の課税処分を適法と判断した。

2 件目は、名古屋地裁平成 29 年 10 月 19 日判決（税務訴訟資料 267 号 順号 13079）であり、裁判所は、「原告（引用者注：妻）及び夫は、ジョイント・テナンシーの要件を満たす方法により本件不動産を購入し、本件不動産のジョイント・テナンツとして登記されたものであって、それぞれ 2 分の 1 の持分を有しているところ、本件不動産の取得に際し、その購入代金の全額を夫が負担していることからすれば、原告は、対価を支払うことなく本件不動産の 2 分の 1 相当の経済的利益を得たというべきであるから、贈与税の課税の基礎となるみなし贈与があったと認められる」として、贈与税の課税処分を適法と判断した。

このように、裁判所は、夫婦の一方が何らの資金負担をすることなく夫婦間でジョイント・テナンシーが設定されたケースにおいて、いずれも相続税法 9 条の要件を充足することを理由に、贈与税の課税処分を適法と判断している。いずれの事件も、一方の配偶者が不動産の購入対価を負担し、他方の配偶者は何らの対価も負担せずに、対象となった不動産について確定した権利（持分）を獲得しているのであって、他方の配偶者が「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるといえるから、これら 2 つの事件に係る裁判所の判断は正当であるといえる。それでは、このような判断が、ハワイ州において夫婦全部保有の形態で不動産を保有する場合にも妥当するだろうか。

結論としては妥当すると考える。確かに、夫婦全部保有は、ジョイント・テナンシーと異なり、夫婦双方の同意がある場合や離婚・死別の場合にしか分割（解消）ができないという点で相違（制約）はあるものの、それぞ

れの配偶者は対象となった財産に対して平等の権利（持分）を有しているという点はジョイント・テナンシーと同じであり、また、夫婦双方が同意をすれば分割（解消）することも可能であること、さらに、夫婦共有財産制の下での夫婦共有財産のように、離婚や死別によって清算が行われるまでどれだけの利益を得ることができるのかが確定しないものでもないこと⁽¹¹²⁾からすると、一方の配偶者の資金負担によって夫婦全部保有の設定があった場合は、設定があった時点で「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるとして、他方の配偶者に対して贈与税の課税をすべきであると考えられ⁽¹¹³⁾、その場合に課税価格に含めるべきは、それぞれの配偶者が夫婦全部保有の対象となった財産に対して平等の持分を有していることからすると、当該財産の2分の1の価額に相当する金額となろう。

(2) ジョイント・アカウント

前述のとおり、ジョイント・アカウントは、口座名義人それぞれが口座内の資金を引き出す権限を有するものであるから、配偶者 A が資金を拠出して口座を開設した場合に、配偶者 B が配偶者 A の拠出した資金を引き出すことも可能となる。この場合に、何らの資金拠出をしていない配偶者 B に対して、「贈与により財産を取得した」又は「対価を支払わないで・・・利益を受けた」として贈与税課税が行われるであろうか。

結論としては、個別的な事情の下で配偶者 A から配偶者 B に対する贈与事実の認定がされれば格別、そうでなければ、贈与税の課税問題は生じないものとする。すなわち、口座名義人であれば誰でも口座内の資金を引き出すことが可能であるということは、資金を拠出した配偶者 A がこれ

(112) さらに、ハワイ州の夫婦全部保有においては、一方配偶者の債権者は夫婦全部保有の対象となった財産をその引き当てにすることができないとされており、その点で、一方の配偶者の債務如何によって、他方の配偶者の当該財産に対する権利（利益）が影響を受けるということもない。

(113) なお、それぞれの事案ごとの個別的な事実関係の下で、夫婦全部保有の設定に当たって「贈与により財産を取得した」との認定ができるのであれば、相続税法 9 条によるみなし贈与としての課税ではなく、本来の贈与としての課税が行われることになる。

を引き出すことも当然あるのであり、このことからすると、ジョイント・アカウントが開設された時点では、配偶者 B が口座から引き出すことができる金額自体未確定であるから、単に、一方配偶者（配偶者 A）の資金拠出によってジョイント・アカウントが開設されたということだけをもって、配偶者 B に対して贈与税が課されることはないであろう⁽¹¹⁴⁾。

また、ジョイント・アカウントの開設後、夫婦間でその利用がされている間についても、前述のとおり、ジョイント・アカウントが日常生活の便宜のために開設されることが多く、とりわけ夫婦間では、夫婦が家庭生活を営む上で必要となる費用等の支払いに充てるために、日常的に資金の出し入れが行われることが多いものと考えられることからすると、こうした資金の出し入れが行われている限りにおいては、配偶者 B に対して贈与があったとして、又は贈与があったものとみなして、贈与税課税が行われることはないであろう⁽¹¹⁵⁾。

しかしながら、配偶者 B が（日常家事債務の弁済や婚姻費用としてではなく）自身の利益のために資金を引き出して費消をしたり、引き出した資金をもって自己名義で他の資産を購入したりした場合には、当然配偶者 B に対して贈与税課税が行われることとなる。

2 ケース 4（夫婦の一方がアメリカ人）の場合

ケース 4 の夫婦の夫婦財産制に関しては、夫婦の常居所地がハワイ州である間は、同州法が準拠法とされよう（なお、ケース 4 については、夫婦の常

(114) 首藤重幸「米国所在のジョイント財産に対する日本での相続税法の適用」『税務事例研究 184 号』（2021）70 頁においても、日本に住所を有する日本人夫婦が、一方配偶者の資金拠出によってハワイ州の銀行にジョイント・アカウントを開設した場合、資金を拠出していない配偶者が「将来において、どれほどの金額を引き出して使用するかは、口座開設時では確定していない」ことから、ジョイント・アカウントが開設された「時点で日本において贈与税を課することはできないであろう」と述べられている。

(115) 相続税法 21 条の 3 は、「扶養義務者相互間において生活費又は教育費に充てるためにした贈与により取得した財産のうち通常必要と認められるもの」（同条 1 項 2 号）については、贈与税の課税価格に算入しない旨規定する。

居所地によって準拠法が決定されるから、夫婦の婚姻期間中、常居所地の変更に伴い準拠法も変更されることになるが、前述のとおり、準拠法変更の効力は、将来に向かってのみ生じるとされているため、ハワイ州が準拠法とされる間に形成された財産については、ハワイ州法によって規律されることになろう)。

ハワイ州は、夫婦財産制について別産制を採用しており、わが国の民法と同様であるから、夫婦全部保有により不動産を保有することになった時点及びジョイント・アカウントが開設された時点での贈与税の課税関係については、ケース 3（上記 1）と同様となろう。

第 6 章 各財産保有形態の下で財産を保有する 夫婦に対する相続開始時における相続税法の適用

第 6 章では、それぞれの財産保有形態の下で財産を保有する夫婦について、夫婦の一方が亡くなって相続が開始した場合における相続税法の適用に関する検討を行って、第 1 章の想定事案の各ケースに対する課税関係を整理することとするが、第 4 章で述べたとおり、相続に関しては、通則法上、被相続人が遺した財産に外国法を準拠法とするものがある場合に、それが相続財産を構成するかどうかどのように決定されるべきかについて、学説上も裁判例上も定まった見解がなく、それゆえに、残された生存者が取得した財産が相続財産であるかどうかの判断ができず、「相続」によって財産を取得したとして相続税法を適用することの当否に係る判断に困難を来すという問題がある。

したがって、本章では、まず第 1 節において、それぞれの財産保有形態の下での被相続人からの財産承継が、相続税法上如何なる性質のものであるといえるか、すなわち、その承継が相続税法上「相続」によるものであるといえるか否か、いえない場合には、相続税法を適用する上でかかる承継をどのように性質決定するかについて整理をした上で、第 2 節において、想定事案の各ケースに対する課税関係を確認する。

なお、本稿で取り上げる財産保有形態のうち夫婦共有財産制については、一般に、夫婦共有財産のうちの被相続人の持分は、死亡時にその 2 分の 1 が被相続人に帰属し、被相続人が遺言で処分をすることができるものとされており（本文第 2 章第 1 節参照）、これを前提とした場合には、生存する者が被相続人から当該持分を「相続」（遺言がある場合には「遺贈」）によって取得するものとして取り扱うことに問題はないものと思われる。よって、第 1 節では、夫婦全部保有及びジョイント・アカウントによる財産保有の下での財産承継（生存者財産権に基づく財産承継）に対する相続税法の適用（かかる承継がどのように性格付けられるか）についての検討を行うこととする。

第 1 節 生存者財産権に基づく財産承継の性質

1 生存者財産権に基づく財産承継の相続税法上の「相続」該当性

前述のとおり、被相続人が遺した財産の中に外国法を準拠法とするものがあり、その相続財産該当性に関して、相続準拠法と個別財産準拠法とが異なる判断をしている場合には、相続財産の構成に関する見解のいずれに立つかによって、相続財産該当性についての結論が左右されることになる。そして、通則法上、相続財産の構成について、裁判例でも学説上でも定まった見解がないことから、相続税法を当てはめる前提となる私法上の法律関係の整理が困難になるという問題が生じることとなる。

この点については、現実に、個別財産準拠法の下で、亡くなった者が遺した財産を生存する者が承継しているという実態があるのであるから、相続税法（租税法）を適用する上では、かかる実態を踏まえ、個別財産準拠法の下での承継が相続税法上の「相続」として評価できるか否かによって、「相続」による財産の取得があったか否かを判断すべきであると考えられる。

この場合に、次に問題となるのは、個別財産準拠法の下での財産の承継が相続税法上の「相続」として評価できるか否かをどのように判断するかという点である。本節で検討する夫婦全部保有やジョイント・アカウントに即していえば、生存者財産権に基づく財産承継が相続税法上の「相続」として評価できるか否かを、どのように判断するかということである。これについては、相続税法上の「相続」が私法からの借用概念であるとされ⁽¹¹⁶⁾、借用概念については、前述のとおり、「別意に解すべきことが租税法規の明文またはその趣旨から明らかな場合は別として、それを私法上におけると同じ意義に解する」ことが法的安定性の見地から好ましいとされていることからすると、相続税法上の「相続」についても、私法上におけるのと同義に解するのが相当である⁽¹¹⁷⁾から、生存者財産権に基づく財産承継が相続税法上の「相続」として評価

(116) 金子・前掲注(70)126 頁。

(117) 東京高判平成 17 年 11 月 10 日（訟月 52 卷 8 号 2643 頁）参照。

きるか否かは、かかる財産承継が私法上の相続の意義（概念）と同様のものといえるか否かで判断すべきであるといえる⁽¹¹⁸⁾。

わが国の民法は、「相続は、死亡によって開始する」（882 条）、「相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する」（896 条）と規定し、相続の意義については、「自然人の法律上の地位を、その者の死後に、相続人と称する特定の者に包括的に承継させることである」⁽¹¹⁹⁾とされているところ、前述のとおり、生存者財産権に基づく財産の承継は、共同所有関係にある権利者の死亡により、その者の権利が共同所有財産に吸収され、他の共同所有者に帰属することとされているもの（脚注（27）参照）であり、①相続人への承継を前提とするものではないこと、②死亡した者の権利が「相続人と称する特定の者に承継」されるのではなく、「共同財産に吸収」されることにより他者に帰属することになるものであることからすると、生存者財産権に基づく財産の承継は、私法上の「相続」と同様のものであるとはいえず、ゆえに、かかる承継を相続税法上の「相続」とみることは相当とはいえないであろう⁽¹²⁰⁾。

(118) 生存者財産権に基づく承継について論じられたものではないが、外国で組成された事業体のわが国租税法上の「法人」該当性が論じられた論説において、今村隆教授は、一般論として「租税法が借用概念を用いている場合、原則として、その借用概念は、我が国の民商法に準拠して判断されるべきと考える」とした上で、「我が国の租税法が外国における社会的存在を我が国でも『法人』として扱うか」否かについては、外国で組成された事業体が「我が国の『法人』の本質的要素を満たし、我が国の『法人』と同等と認められる」か否かで判断すべきである旨述べておられる。なお、今村教授は、このような判断枠組みを「2段階アプローチ」と呼んでおられる（今村隆「外国事業体の「法人」該当性」税大ジャーナル 24 号 12-14 頁）。

(119) 中川善之助＝泉久雄編「新版注釈民法(26)」1 頁（有斐閣、1992）。

(120) 夫婦全部保有に関しては、共同所有関係に立つのは夫婦に限られているところ、アメリカでは、全ての州において配偶者に無遺言相続権が認められている（常岡史子「アメリカ法」大村敦志監修『各国の相続法制に関する調査研究業務報告書』112 頁（商事法務研究会、2014）から、夫婦全部保有の下での財産承継を、相続人への承継を前提とするものとみることでもでき、その点で、夫婦全部保有の下での生存者財産権に基づく財産承継が、私法上の「相続」と同様のものであるとみる余地もあるかもしれないが、本文②のとおり、死亡した者の権利が「承継」により移転するのか、対象財産に「吸収」されることで他の権利者に帰属するのかという点で相違があることに加え、アメリカでは、生存者財産権に基づく財産承継が遺産管理手続きの対象外とされている（寺尾美子「アメリカの遺言による相続税度とエステイト・プランニング」川井健

2 生存者財産権に基づく財産承継の性質

1 で見たように、生存者財産権に基づく財産承継が相続税法上の「相続」であるとはいえないとすれば、かかる承継は、相続税法（租税法）の適用を考えるに当たって、どのように性格付けられるのであろうか。

この点を考察するに当たり、まずは、そうした財産承継が行われた場合の相続税等の課税に関して、先行研究においてどのような見解が示されているか、また、過去の裁判例・裁決例においてどのような判断がなされているかを確認する。

(1) 先行研究における議論

先行研究では、それぞれの研究で対象としている財産に相違はある⁽¹²¹⁾ものの、生存者財産権に基づく財産承継が行われた場合における租税法の適用に関して、次のような見解が示されている。

イ 自国の法制度との等価性・同質性により「相続」により取得したとする見解

この見解は、カリフォルニア州のジョイント・テナンシーに関する論説において述べられているものである。そこでは、「合有財産権のようなわが国に存在しない財産の所有形態に係る課税関係については、わが国

ほか編『講座・現代家族法第 6 巻』248 頁（平文社、1992）ことからしても、夫婦全部保有の下での生存者財産権に基づく財産承継を私法上の「相続」と同様のものとみるのは相当ではないであろう。

(121) ジョイント・アカウントに対する相続税法の適用を論じるものとして、大島梨沙=林貴美=藤谷武史=横溝大「相続代替制度に関する法的考察—民法・抵触法・租税法の観点から」名古屋大学法政論集 281 号（2019）45 頁〔藤谷武史〕、高橋貴美子「ジョイント・アカウントの相続財産性」税務弘報 61 巻 12 号 131 頁（中央経済社、2013）、同・前掲注(37)、ジョイント・アカウントとジョイント・テナンシーとに対する同法の適用を論じるものとして、首藤・前掲注(114)57 頁、ハワイ州のジョイント・テナンシーについて論じるものとして、浦上章夫「海外財産の相続と相続税法適用上の問題点—ハワイ州におけるジョイント・テナンシーを中心として—」税大論叢 22 号（1992）、カリフォルニア州におけるジョイント・テナンシーについて論じるものとして、山本英樹「海外財産を合有（ジョイント・テナンシー）により取得した場合の課税関係」税大論叢 65 号（2010）、ジョイント・テナンシーを中心としつつ、ジョイント・アカウントや夫婦全部保有についても論じるものとして、藤谷・前掲注(65)等がある。

の私法上の法律関係との等価性・同質性の有無の観点からその法的性質を評価し、等価性・同質性を有するわが国の私法上の法律関係があれば、それに対するわが国の課税上の取扱いと同様に課税がなされるべきである」とした上で、「相続とは、個人が死亡して、その遺された財産を生存する他の個人が、その社会で公認せられている規範に従って、承継することであり、被相続人の財産的地位の承継であるとされている。すなわち、相続の本質は人の死亡による財産的地位の承継にあると思われる。合有財産権者が死亡すると合有財産権は生存合有財産権者に承継されるが、このことは、生存合有財産権者が死亡した合有財産権者の相続人である場合には、被相続人の死亡により被相続人に属していた財産的地位が相続人に法律上承継される点において、わが国における相続制度との等価性・同質性があるものと認められる」から、「相続税法 1 条の 3 の『相続』により財産を取得したものとして生存合有財産権者に対し相続税を課税すべきである」とする⁽¹²²⁾。

ロ 自国の法制度との等価性・代替可能性により「死因贈与」により取得したとする見解

この見解は、ハワイ州のジョイント・テナンシーに関する論説において述べられているものである。そこでは、「渉外的事件においては、法制度の等価性・代替可能性を重視すべきである」とし、「ジョイント・テナンシーは、合有関係を創設しようとする・・・当事者間での合意・・・によって、創設されるもので・・・日本の共有制度に非常に近い共有財産権 (Tenancy in Common) による取得とせず、わざわざジョイント・テナンシーとして取得したもの」であるから、「その合意の意義は、合有者の一人が死亡した場合には、その合有権は他の生存合有権者に帰属することを当事者が任意の契約により承諾するということにあり、そういう法の効果を楽しむことに当事者間で合意したということができる」

(122) 山本・前掲注(121)462-463 頁。

とした上で、「当事者間の合意という点に着目すると、どちらが先に死ぬかわからないため、お互いに『自分が死んだら、この合有の財産を贈与する』という契約を行ったとみることができる」ことから、「生存合有権者が取得する権利は、日本の法律に照らしてみると、その法的性質・効果においては日本の民法 554 条の死因贈与により取得した財産と解することができる、その結果、」相続税法 1 条の 3 の「贈与をした者の死亡により効力を生じる贈与」により財産を取得したものと、相続税の課税対象になるとする⁽¹²³⁾。

ハ 相続税法 9 条の「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるとする見解

この見解は、ジョイント・アカウントの課税関係を扱う論説の中で述べられているものであり、「本条（引用者注：相続税法 9 条）の文言を形式的に当てはめると、ジョイント・アカウントの一方名義人死亡時の生存名義人への財産権の移転は、『対価を支払わないで、・・・利益を受けた場合』に該当するものと考えられ、本条が適用されるものと思われる」

(123) 浦上・前掲注(121)544-545 頁。なお、山本・前掲注(121)463-464 頁においても、「合有財産権を創設するためには、当事者が不動産譲渡証書などによりその旨の意思表示をすることが必要である。合有財産権を創設しようとする当事者が、合有財産権者が死亡した場合、その有する財産権は他の生存合有財産権者に承継されるという合有財産権の性質を承知の上でそのような合意をすることは、当事者間において、自らが死んだ場合はその有する財産権を互いに贈与する旨の不確定期限付贈与契約（死因贈与契約、民法 554 条）がされたものとみることでもできると思われる。合有財産権の創設時における当事者間の合意をこのように解するのは、当事者が生存者権のない共有財産権とすることもできたにもかかわらず、あえて生存者権を有する合有財産権を創設したことに照らしても合理的であると思われる」とし、「当事者間の意思解釈として、生前当事者間において自らが死んだ場合はその有する財産権を互いに贈与する旨の死因贈与契約がされていたものとみれば、わが国における死因贈与との等価性・同質性があるものと認められる」として、相続税法 1 条の 3 の「贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与」への該当性を理由に相続税を課すべき旨が述べられている。なお、「相続」による取得か、「贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与」による取得か、いずれに該当するか判断は、「合有財産権の創設の経緯、当事者の人的関係等の諸事情を考慮してなされるべきである」とされている。

としている⁽¹²⁴⁾⁽¹²⁵⁾。

ニ 相続税法は適用されずに一時所得として課税されるとする見解

この見解は、ジョイント・アカウントの課税関係を扱う論説の中で述べられているもので、国税庁ホームページに掲載されている質疑応答事

(124) 高橋・前掲注(37)93 頁

(125) 相続税法 9 条は、「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合においては、・・・当該利益を受けた者が、・・・当該利益の価額に相当する金額・・・を当該利益を受けさせた者から贈与（当該行為が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす」と規定していることから、「当該利益の価額に相当する金額」を遺贈により取得したとみなされる場合を除いて、贈与税が課されることとなる（相続税法 1 条の 4、2 条の 2）。なお、贈与により取得したものとみなされて贈与税の対象となる場合であっても、当該利益を受けた者が、当該利益を受けさせた者から相続又は遺贈により財産を取得している場合には、相続税法 19 条（相続開始前 7 年以内に贈与があった場合の相続税額）の規定により、贈与税ではなく、相続税が課されることとなる。

例（「未支給の国民年金に係る相続税の課税関係」）⁽¹²⁶⁾において、死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給されていなかった年金があるときに、死亡した者に対する未支給年金を遺族が請求することができる権利が相続税の課税対象にはならず、遺族が支給を受けた未支給年

(126) <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/02/09.htm>（令和 7 年 6 月 20 日最終閲覧）。質疑応答事例の内容は次のとおりである。

【照会要旨】

老齢基礎年金（国民年金）の給付の受給権者が死亡した場合に、その死亡した者に支給すべき年金給付でまだその者に支給されていない年金があるときには、その者の配偶者（内縁の配偶者を含む。）、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であって、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものが、「自己の名」で、その未支給の年金の支給を請求することができることとされています（国民年金法 19①）。老齢基礎年金の受給権者の相続開始時に当該死亡した受給権者に係る未支給年金がある場合に、当該死亡した受給権者に係る当該未支給年金を配偶者等が請求することができる権利（以下「未支給年金請求権」といいます。）は相続税の課税対象となる財産に含まれますか。

【回答要旨】

未支給年金請求権については、当該死亡した受給権者に係る遺族が、当該未支給年金を自己の固有の権利として請求するものであり、当該死亡した受給権者に係る相続税の課税対象にはなりません。なお、遺族が支給を受けた当該未支給年金は、当該遺族の一時所得に該当します。

（理由）

- 1 国民年金法に基づく未支給年金請求権については、最高裁判決（平成 7 年 11 月 7 日）において、その相続性が否定されています。すなわち、国民年金法第 19 条の規定については、同条が未支給年金の支給請求することのできる者の範囲及び順位について民法の規定する相続人の範囲及び順位決定の原則とは異なった定め方をしており、これは民法の相続とは別の被保険者の収入に依拠していた遺族の生活保障を目的とした立場から未支給の年金給付の支給を一定の遺族に対して認めたものと解されているものです。したがって、未支給年金請求権が本来の相続財産として相続税の課税対象となるとは解されません。
- 2 また、未支給年金請求権は、国民年金法の規定に基づき一方的に付与されるものであることから契約に基づかない権利（請求権）ですが、相続税法第 3 条第 1 項第 6 号に規定する「これに係る一時金」には、継続受取人が受給を受けるべき「定期金が特別に又は選択的に一時金とされる場合の一時金のみが含まれる」こととされている趣旨からすると、照会の未支給年金は、定期金ではなく最初から一時金のみを支給するものであるため、同号に規定するみなし相続財産にも該当しません。
- 3 以上のことから、未支給年金請求権については、死亡した受給権者に係る遺族が、未支給年金を自己の固有の権利として請求するものであり、死亡した受給権者に係る相続税の課税対象にはなりません。

なお、遺族が支給を受けた未支給年金は、所得税基本通達 34-2 により、当該遺族の一時所得に該当します。

金が当該遺族の一時所得に該当する旨回答されていることを論拠として、未支給年金請求権は「相続とは別の法律上の規定に基づき遺族が自己の固有の権利として取得する」ものであり、「ジョイント・アカウントも法律の規定に基づき生存名義人へ財産権が移転する点で未支給年金請求権との類似性があることから、それによる財産権の取得を一時所得に該当すると解する余地は十分あるものと思われる」とする⁽¹²⁷⁾。

(2) 過去の裁判例・裁決例

現状、夫婦全部保有及びジョイント・アカウントによる財産保有形態の下での財産承継に関して、相続税又は贈与税の課税が争われた裁判例・裁決例は見当たらない。下で紹介する裁決は、夫婦全部保有やジョイント・アカウントと同じく生存者財産権に基づく財産承継が行われるジョイント・テナンシーについてのものであるが、同裁決では、上記(1)で紹介した見解のうちハの見解(相続税法9条の「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるとする見解)に沿った判断がなされている。

《平成 27 年 8 月 4 日裁決》⁽¹²⁸⁾

この裁決に係る事案では、被相続人と請求人とがアメリカ⁽¹²⁹⁾にジョイント・テナンシーの形態で所有していた不動産が、被相続人の相続に係る相続税の課税価格に算入されるか否か等が争われた。

(127) 高橋・前掲注(37)94頁。なお、高橋弁護士は、所得税法9条1項17号の規定からすると、一時所得について規定する所得税法34条よりも「相続税法9条が優先的に適用されるものと考えられる」とした上で、相続税法9条が適用されない場合に、一時所得該当性が問題になる旨を述べておられる(高橋・前掲同92-93頁)。また、首藤教授は、前掲注(114)72-73頁において、ジョイント・アカウントの共同口座名義人の死亡時の課税関係を検討する中で、本文ロ、ハ及びニの見解を紹介しつつ、「個別準拠法は明確にジョイント・アカウントの相続財産該当性を否定しており、また、その点にジョイント・アカウントの最大の特徴があることを考えれば、一時所得的構成が妥当のように思われる」と述べておられる。

(128) <https://www.kfs.go.jp/service/JP/100/09/index.html> (令和7年6月20日最終閲覧)。

(129) 公表されている裁決では、「アメリカ合衆国f州」と記載されているため、どこの州のジョイント・テナンシーであるかは不明である。

審判所は、次のとおり判断して、当該相続税の課税価格に加算すべきであるとした。

「本件被相続人及び請求人 P2 がジョイント・テナンシーの形態で所有している本件 f 不動産について、ジョイント・テナンツの一人である本件被相続人が死亡したことにより、その権利は、相続されることなく、サバイバー・シップの原則に基づいて、残りのジョイント・テナンツである請求人 P2 の権利に吸収されたと認められる。そして、サバイバー・シップの原則による権利の増加について、請求人 P2 の権利が増加した時に対価の授受があった事実は認められない(そもそも制度的に対価の授受はない。)から、請求人 P2 (生存者) へのサバイバー・シップの原則による権利の増加は、『対価を支払わないで利益を受けた場合』に該当すると認められる。そして、(中略)相続税法 9 条は、『対価を支払わないで利益を受けた場合』においては、当該利益を受けた者が当該利益を受けさせた者から贈与により取得したものとみなす旨規定しているから、請求人 P2 (生存者) へのサバイバー・シップの原則による権利の増加は、請求人 P2 が本件被相続人から贈与により取得したものとみなされることになる。(中略)本件被相続人がジョイント・テナンシーの形態で所有する本件 f 不動産については、請求人 P2 が、本件被相続人が死亡したことにより、本件被相続人から贈与により取得したものとみなされるから、本件 f 不動産の価額の 2 分の 1 に相当する部分の金額については、本件相続税の請求人 P2 の課税価格に加算すべきものと認められる。」

(3) 生存者財産権に基づく財産承継の性質

上記(1)で見たとおり、生存者財産権に基づく財産承継を租税法上どのように性格付けて相続税法等を適用させるかについては様々な見解が存するが、以下で述べるとおり、相続税法 9 条の「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるとみるのが相当であると考え。

イ 「相続」により取得したとする見解((1)イの見解)について

生存者財産権に基づく財産承継を「相続」により取得したものとみる

ことが相当ではないと考えられることについては、上記 1 で述べたとおりであるが、上記 (1) イの見解は、上記 1 で述べたよりも、より柔軟に相続税法上の「相続」の意義を解釈することで、生存者財産権に基づく財産承継を「相続」により取得したものとみて、相続税法を適用しようとするものと考えられる。

前述のとおり、上記 (1) イの見解は、自国の法制度との等価性・同質性の観点から論じられている見解であるところ、租税法の規定に私法上の概念が用いられている場合に、わが国に存しない制度（又は当該制度下で生じる事象）をどのように性格付けて租税法を適用させるかを判断するに当たって、かかる制度（又は当該制度下で生じる事象）とわが国に存する制度（又は当該制度下で生じる事象）に等価性・同質性が認められるか否かを検討するという点においては、上記 (1) イの見解に賛同できる（上記 1 で述べた見解もそうした理解・検討に基づくものである）ものの、相続税法が、民法から「相続」という概念を借用して課税要件を定める一方で、法律的には相続又は遺贈によって取得した財産であるとはいえないものの、被相続人又は遺贈者の死亡を起因として生じるもので、相続財産と実質を同じくする財産ないし権利について、公平負担の見地から、別途「みなし相続財産」として相続税の課税対象に加えている⁽¹³⁰⁾という構成を採っている⁽¹³¹⁾ことからすると、相続税法上の「相続」の意義は、民法上の「相続」の概念に即して理解すべきであるといえるから、上記 (1) イの見解のように、相続税法上の「相続」の意義をより柔軟に解釈した上で、生存者財産権に基づく財産承継を「相続」によって取得したものと整理することは、少し無理があるように思われる。

(130) 金子・前掲注(70)700 頁参照。

(131) 相続税法は、「相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む）」により財産を取得した場合に相続税を課す旨規定する（同法 1 条の 3、2 条）とともに、3 条及び 4 条、7 条ないし 9 条の 5 にみなし相続財産についての規定を置いて、相続税の課税対象に取り込んでいる。

- ロ 「死因贈与」により取得したとする見解（（1）ロの見解）について
上記（1）ロで見たとおり、この見解は、ジョイント・テナンシーを創設する当事者間の合意を、お互いに「自分が死んだら、この合有の財産を贈与する」という契約を行ったものであるとみれば、民法 554 条の死因贈与と等価性・代替可能性（同質性）が認められるとして、生存者財産権に基づく財産承継を死因贈与による財産取得とみるものである。
- 確かに、生存者財産権に基づく財産承継が行われるような財産保有形態を創設しようとする当事者の間には、お互いに「自分が死んだら、この合有の財産を贈与する」という意思が内在していた可能性はあるかもしれない。しかしながら、現実には、生存者財産権に基づく承継が行われるような財産保有形態を創設するに当たって、当事者双方がそのような認識を有していたとはいいい切れない事情も認められているところである⁽¹³²⁾。死因贈与（民法 554 条）が「贈与者の死亡によって効力を生じる贈与契約」で「双方の意思の合致によって成立」⁽¹³³⁾するものとされていることからすれば、個別的な事実関係の下で、当事者の意思解釈の結果としてそうした認定ができる場合は別として、単に生存者財産権に基づく財産承継が行われるような財産保有形態の選択（創設）が行われたことのみをもって、死因贈与による財産の取得があったとすることは

(132) ジョイント・テナンシーに関しては、前掲名古屋地判平成 29 年 10 月 19 日において、資金を拠出した夫が、不動産の購入時に、「ジョイント・テナンシーの概念を理解できていなかった」との認定がされていたり、ジョイント・アカウントに関しては、「joint account があまりに便利であり、多様な役割を果たすことができるために、joint account という名称の口座を開設しただけでは、預金者が真に何を意図していたかに曖昧さが残る点」がジョイント・アカウントの最大の課題である（樋口・前掲注(33)20 頁）と指摘されていたりする。

(133) 近江幸治『民法講義 V 契約法〔第 3 版〕』119 頁（成文堂、2006）。

難しいのではないかと考える⁽¹³⁴⁾⁽¹³⁵⁾。

ハ 相続税法 9 条の「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるとする見解（(1) ハの見解）について

夫婦が夫婦全部保有やジョイント・アカウントの形態で財産を保有している場合において、夫婦の一方が死亡した場合には、生存者財産権に基づき、死亡した配偶者の権利は対象となる財産に吸収されて、他方配偶者は何ら対価を負担することなく、単独で当該財産に対する権利を有することになる。これは、死亡した配偶者の有する権利（経済的利益）が死亡によって失われる（消滅する）ことに伴い、生存配偶者が何らの対価を支払わないで当該経済的利益を享受するものであるから、生存者財産権に基づく財産承継については、相続税法 9 条の「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるものとするのが相当であると考える。

(134) なお、高橋弁護士は、前掲注(37)において、ジョイント・テナンシーについてもジョイント・アカウントについても、「意思解釈の問題として死因贈与と解釈する余地はある」としつつも、ジョイント・アカウントについては、その開設時の手続きや口座の特性などからみて、ジョイント・テナンシーと同程度の贈与意思の推認は及ばないのではないかと述べておられる（高橋・前掲注(37)92-94 頁）。

(135) 藤谷教授は、前掲注(65)の論説の中で、ジョイント・テナンシーによる財産承継について、「租税法の適用はあくまでも当事者を規律している真実の私法上の法律関係に即してなされるもの」であるとして、「日本法に基づく別途の合意の事実ができれば別であるが、実際に当事者の財産関係を規律している私法＝米州法上の性質が不動産権の設定であって、贈与ではない」ことを理由に、死因贈与とみることに否定的な見解を述べておられる（藤谷・前掲注(65)97 頁）。

なお、この見解は、前述した平成 27 年 8 月 4 日裁決で採られているほか、国税庁ホームページに掲載されている次の質疑応答事例（「ハワイ州に所在するコンドミニアムの合有不動産権を相続税の課税対象とすることの可否」）⁽¹³⁶⁾でも採られている⁽¹³⁷⁾。

(136) <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/sozoku/02/07.htm>（令和 7 年 6 月 20 日最終閲覧）。質疑応答事例の内容は次のとおりである。

【照会要旨】

被相続人は、米国ハワイ州に所在するコンドミニアムを相続人（長男）と合有の形態（ジョイント・テナンシー）で所有していました。ハワイ州の法律によると、この所有形態では、合有不動産権者のいずれかに相続が開始した場合には、生存合有不動産権者がその相続人であるか否かにかかわらず、また、生存合有不動産権者がその相続人であったとしてもその相続分に関係なく、被相続人の合有不動産権が生存合有不動産権者（本件の場合には長男）に移転することとされています。この場合、被相続人の合有不動産権については、相続税の課税対象となりますか。

【回答要旨】

被相続人の合有不動産権が移転したことによる生存合有不動産権者の権利の増加は、対価を支払わないで利益を受けた場合に該当するため、生存合有不動産権者が移転を受けた被相続人の合有不動産権の価額に相当する金額については、被相続人から贈与により取得したものとみなされることとなります（相法 9）。

したがって、生存合有不動産権者が被相続人から相続又は遺贈により財産を取得している場合には、被相続人から贈与により取得したものとみなされた合有不動産権の価額に相当する金額は、相続税の課税価格に加算され（相法 19①）、相続税の課税対象となります。

なお、合有不動産権は、ある不動産を取得する際に、当事者間で合有不動産権を創設しようとする契約上の合意により創設されるものであり、その合意は、お互いに「自分が死んだら、生存合有不動産権者に合有不動産の権利を無償で移転する」という契約、すなわち実質的な死因贈与と契約であるとみることでもできます。

よって、合有不動産権者の相続開始による生存合有不動産権者への合有不動産権の移転は、死因贈与と契約によるものであるといえるため、被相続人から死因贈与（遺贈）により取得したものととして相続税の課税対象としても差し支えありません。

なお、この質疑応答事例では、死因贈与により財産を取得したとして相続税の課税対象としても差し支えない旨の回答が記載されているが、これは、「差し支えありません」との文言にもあるように、被相続人と共に合有不動産権を有していた生存者が、ジョイント・テナンシー創設時の状況等を踏まえ、自ら申告において、死因贈与による財産の取得であったとした場合には、課税庁としてこれを否認せずに認容するとの趣旨の回答であると解され、課税庁が、ジョイント・テナンシーが創設されたことをもって死因贈与による財産の取得であると判断するとの趣旨の回答ではないと思われる。

(137) 藤谷教授も、前掲注(65)の論説において、前述の平成 27 年 8 月 4 日裁決をベースとした仮設事例（被相続人と長女とがジョイント・テナンシーの形態でアメリカの W 州に不動産を所有していたとする事例）に対する課税関係を考察する中で、相続税法

ニ 一時所得であるとする見解（（１）ニの見解）について

上記（１）ニのとおり、一時所得であるとする見解には、国税庁ホームページに掲載された質疑応答事例を論拠とし、遺族が法律上の規定に基づき固有の権利として未支給年金請求権を取得するという点と、ジョイント・アカウントにおける財産権が法律の規定に基づいて生存名義人に移転するという点に類似性を見出し、前者に対する課税と同様に一時所得課税が行われるとするものがある。

しかしながら、相続税法には、相続人等が法律の規定に基づき権利を取得する場合に、これを課税対象に取り込む旨の規定があり⁽¹³⁸⁾、同法は、法律の規定に基づいて権利の取得（移転）が行われる場合の課税について、所得税法に課税を委ねることとしているわけではないから、未支給年金請求権とジョイント・アカウントとの間に、法律の規定に基づいて権利の取得（移転）が行われるという類似性があり、かつ、前者の権利取得に対して一時所得課税が行われるからといって、ジョイント・アカウントによる財産承継に対して直ちに相続税法の適用が排斥され、所得税法が適用される（一時所得課税が行われる）ことにはならないのではなかろうか。

また、ジョイント・アカウントに係る個別財産準拠法が相続財産該当性を否定していることが、ジョイント・アカウントの最大の特徴である

9 条に関する過去の「裁判例や行政実務を前提とする限り、（中略）仮設事例が裁判所で争われた場合、国税不服審判所平成 27 年 8 月 4 日裁決と同様に、相続税法 9 条の適用が肯定される公算が高いと思われる」と述べておられる（藤谷・前掲注(65)85-86 頁、98 頁）。

(138) 例えば、相続税法 3 条 1 項 6 号は、「被相続人の死亡により相続人その他の者が定期金・・・に関する権利で契約に基づくもの以外のもの・・・を取得した場合」に、当該定期金に関する権利を相続又は遺贈によって取得したものとみなす旨規定しているところ、同号の「定期金に関する権利で契約に基づくもの以外のもの」とは、「従来から、法律、条例、就業規則等に基づき支給されるものと解されていた」（武田昌輔監修『DHC コメントール相続税法』818 頁（第一法規）とされている。金子・前掲注(70)703 頁も、相続税法 3 条 1 項 6 号の規定に該当するのは、「法令等の定めによって相続人等が直接に取得する定期金に関する権利」であるとする。

として、ジョイント・アカウントによる財産承継が一時所得課税の対象になるとする見解もあるが、前述のとおり、相続税法にはみなし相続財産の規定が設けられているように、同法は、相続財産該当性が否定された財産を、その課税対象から除くこととしているものではないから、相続財産該当性が否定されていることがジョイント・アカウント最大の特徴であったとしても、そのことを理由に、ジョイント・アカウントによる財産承継が相続税法の適用対象から除かれることにはならないであろう。

3 小括

本節では、夫婦全部保有やジョイント・アカウントの権利者が亡くなって相続が開始し、亡くなった者の権利が生存者財産権に基づいて生存する者に承継される場合に、かかる承継を相続税法の適用上どのように性格付けることが相当であるかについて、先行研究での議論等を整理しながら検討を行った。前述のとおり、法秩序に二元性がもたらされているアメリカでは、財産の保有形態等を規律する内容は州によって異なっており、また、先行研究等で取り上げられている州や財産の種類にも相違は存しているものの、生存者財産権について説明されている内容（脚注（27）等）を前提とすれば、相続税法を適用する上では、生存者財産権に基づく承継は、個別具体的な事実関係の下で、かかる承継を死因贈与による取得であるとみることができる場合を除き、一般的には、相続税法9条の「対価を支払わないで・・・利益を受けた場合」に当たるものと性格付けるのが相当であろう。

第2節では、この理解を前提に、想定事案の各ケースにおける相続開始時の課税関係を確認する⁽¹³⁹⁾。

(139) 本文で前述したとおり、夫婦共有財産に係る配偶者 A の持分の承継については、配偶者 B が「相続」により取得したものとして課税関係を確認する。

第 2 節 各財産保有形態の下で財産を保有する夫婦に対する 相続開始時における相続税法の適用

1 カリフォルニア州の夫婦共有財産制の下で財産を保有する夫婦に対する相続開始時における相続税法の適用

(1) ケース 1 (被相続人 (配偶者 A) が日本人) の場合

第 4 章第 1 節 2 で見たとおり、ケース 1 の夫婦の財産関係を規律するのは民法であり、当該夫婦には別産制が適用されることになるから、配偶者 A の稼ぎによって形成された財産は、配偶者 A の財産となろう。これを前提とすると、カリフォルニア州に存する不動産についても、その全体が死亡した配偶者 A に帰属する財産として、配偶者 A の遺産を構成することとなろう。

そして、同章第 2 節 2 で見たとおり、配偶者 A の相続に関しては、民法が準拠法とされるところ、配偶者 B は配偶者 A の相続に係る相続人であるから、当該不動産は、配偶者 A のその他の国内財産とともに、配偶者 B が相続によって取得したものとして、相続税の課税対象となろう (相続税法 2 条)。

(2) ケース 2 (被相続人 (配偶者 A) がアメリカ人) の場合

第 4 章第 1 節 2 で見たとおり、夫婦の常居所地がカリフォルニア州である間に形成された財産については、夫婦共有財産制を採る同州法によって規律されることとなり、当該制度の下では、一方配偶者の稼ぎだけでなく、当該稼ぎによって購入した財産についても夫婦共有財産となるから、配偶者 A の稼ぎによって購入した同州所在の不動産についても夫婦共有財産となろう。

そして、同章第 2 節 2 で見たとおり、配偶者 A の相続に関しては、カリフォルニア州法 (CPC) が準拠法となること、当該州法は、夫婦共有財産について、夫婦の一方が死亡した場合、夫婦間で別途書面による合意をしていなければ、亡くなった配偶者と生存配偶者とに 2 分の 1 ずつ帰属す

ると規定しており（CPC § 100）、これを前提とした場合には、当該不動産については、配偶者 A の死亡時に、配偶者 A と配偶者 B とに 2 分の 1 ずつ帰属することになり、配偶者 A に帰属する当該不動産の 2 分の 1 の持分は配偶者 A の遺産を構成することとなる。

CPC は、無遺言相続の場合、被相続人に帰属する夫婦共有財産の 2 分の 1 の持分は、生存配偶者が取得する旨規定しており（CPC § 6401(a)）、配偶者 A に帰属する当該不動産の 2 分の 1 の持分については、配偶者 B が相続によって取得することとなるから、当該不動産に対する配偶者 A の 2 分の 1 の持分は、配偶者 A のその他の国内財産とともに、配偶者 B が相続によって取得したもとして相続税の課税対象となろう（相続税法 2 条）。

なお、配偶者 A の死亡によって夫婦共有財産が清算されることで、配偶者 B には、（配偶者 A の持分だけでなく、）自身が夫婦共有財産に対して有していた 2 分の 1 の持分も帰属することになる（CPC § 100）が、何らの収入も有していなかった配偶者 B に対してかかる帰属が生じることに付いて、何らかの課税が行われるのであろうか。

この点、配偶者 A の稼ぎによって形成された夫婦共有財産に対して配偶者 B が平等の持分を有する場合に、その保有時に、配偶者 B に対して相続税法 9 条を適用して贈与税を課すことは困難であると考えられることについては前述したとおりであるが、保有時に配偶者 B に対して同条が適用できないとした理由が、①夫婦共有財産に対する平等の持分は、夫婦の一方の死亡等が生じた場合以外には清算されず、かかる事由が生じるまでその権利の範囲が具体化されないこと、②夫婦共有財産が、婚姻中のもののみならず婚姻前のものまで含めた夫婦の債務の引き当てとされ、場合によっては夫婦共有財産に対する平等の持分の評価がマイナスになることもあり得ること、③夫婦共有財産の基礎にある考え方からすると、各配偶者が夫婦共有財産に対して平等の持分を有したとしても、各人が自由に管理処分できるような権利（利益）を得たのとは同一視できないこと、という状況からして、保有時点において配偶者 B が「利益を得た」とまではいえない

と考えられたことによるものであったことからすると、配偶者 A の稼ぎによって形成された夫婦共有財産について、配偶者 A の死亡により最終的に清算が行われ、その半分の持分が配偶者 B に帰属することとなった段階で、配偶者 B が確定的に「利益を得た」として、配偶者 B に対して相続税法 9 条を適用すべきであろう⁽¹⁴⁰⁾。

2 ハワイ州の夫婦全部保有及びジョイント・アカウントにより財産を保有する夫婦に対する相続開始時における相続税法の適用

第 4 章第 1 節 2 で見たとおり、ケース 3 及びケース 4 の夫婦の財産関係に対しては別産制が適用され、配偶者 A の稼ぎによって形成された財産については、配偶者 A に帰属することになると考えられることから、夫婦全部保有

(140) 平川教授は、前掲注(108)の論説において、一方配偶者の個人的な勤労収入を基に形成された共通財産を、他方の配偶者が清算によって取得するのは、「みなし贈与に該当するかのようにみえる」として、「夫婦財産制の清算による利益については、みなし贈与課税の可能性があると考えられる」としつつも、他方の配偶者に対して相続税法 9 条を適用することについては「疑問がある」として否定的な見解を示されている(同 49-50 頁)。その理由として、平川教授は、「日本における別産制のもとにおいても、離婚に伴う財産分与について、実質的な共通財産の清算にあたる部分は贈与には該当せず、贈与税は課されていない。また、相続税においては、配偶者控除により配偶者はその法定相続分までは相続税の負担はない」とし、「日本における別産制のもとでも、夫婦の実質的な共通財産の清算に対しては課税上、配慮されているところ」、これは、「実質的な共通財産の清算部分については贈与税や相続税の課税対象にしないとする考え方に立つものと考えられる」とした上で、他方の配偶者が清算によって取得する共通財産の 2 分の 1 についても、「フランスの法定共通制のもとでは、精緻な計算のもとに夫婦の共通財産とそれぞれの特有財産が区別され、共通財産の清算が行われ、その 2 分の 1 ずつが各配偶者に帰属することとなるのであるから、上記の『実質的な共通財産の清算部分には課税しない』立場から、この場合には相続税法 9 条にいう『利益を受けた場合』には該当しないと解すべきである」と述べておられる(同 50 頁)。しかしながら、平川教授の見解に立った場合、配偶者 B は、夫婦共有財産に対する配偶者 A の 2 分の 1 の持分及び同人の特有財産について、相続税法上の配偶者控除により、相続税を負担することなく、その 2 分の 1 を取得することができるだけでなく、配偶者 A の稼ぎによって形成された夫婦共有財産の 2 分の 1 (配偶者 B 自身の持分) を相続税又は贈与税を何ら負担することなく取得できることとなるが、これは、夫婦共有財産制の適用を受けることのできない納税者との間で、租税負担の公平を欠くことになるのではなかろうか。

により保有する不動産に対する 2 分 1 の権利⁽¹⁴¹⁾及びジョイント・アカウント内に存する預金債権が配偶者 A に帰属する財産であることを前提に相続税法の適用を考えることになる。

(1) ケース 3 (被相続人 (配偶者 A) が日本人) の場合

配偶者 A に帰属する、夫婦全部保有で保有する不動産に対する 2 分の 1 の権利やジョイント・アカウント内に存する預金債権については、生存者財産権に基づき共同所有財産に吸収され、他の共同所有者である配偶者 B に帰属することになる。そして、第 1 節で検討したとおり、かかる帰属に対しては相続税法 9 条を適用することが相当であると考えられるから、配偶者 B に対しては、同条によって贈与税が課されることになろう (配偶者 B が配偶者 A の相続に関して、他に相続又は遺贈により財産を取得していた場合は、相続税法 19 条の規定により相続税が課されることになろう)。

(2) ケース 4 (被相続人 (配偶者 A) がアメリカ人) の場合

ケース 4 についても、上記 (1) と同様、夫婦全部保有で保有する不動産に対する 2 分の 1 の権利やジョイント・アカウント内に存する預金債権の生存者財産権に基づく配偶者 B への帰属については、配偶者 B に対して相続税法 9 条が適用され、贈与税 (配偶者 B が他に相続又は遺贈により財産を取得している場合には、相続税) が課されることになろう。

(141) 夫婦全部保有の下で、夫婦は均等の権利を有することになるから、残りの 2 分の 1 の権利は配偶者 B に帰属する。稼ぎのない配偶者 B がかかる権利を有することに対して、夫婦全部保有の創設時に相続税法 9 条により配偶者 B にみなし贈与課税が行われることは、第 5 章第 2 節で述べたとおりである。

おわりに

本稿では、わが国には存しない財産保有形態の下で、夫婦間で財産の保有・移転が行われた場合に、どのように相続税法が適用され、課税関係が整理されることになるのかを明らかにすることを目的として、カリフォルニア州の夫婦共有財産制、ハワイ州の夫婦全部保有及びジョイント・アカウントを取り上げ、具体的な想定事案における課税関係を検討することを通じて考察を行った。考察に当たっては、各制度の内容等を概観するとともに、相続税法を適用する前提となる私法上の法律関係について、国際私法（通則法）の議論も踏まえながら整理をした上で、相続税法の解釈・適用を行った。

本稿で検討したように、相続税法を適用する前提となる私法上の法律関係が渉外的法律関係である場合には、国際私法（通則法）を通じて当該法律関係を規律する準拠法を決定するとともに、準拠法として決定された実質法の内容の検討を通じて私法上の法律関係を確定させた上で、相続税法への当てはめを行うことが基本となるが、渉外的法律関係であるが故の問題、例えば、相続財産の構成の問題のように、国際私法上の議論の状況から、私法上の法律関係を一義的に確定させることができないような状況が生じたり、わが国の私法とは異なる外国法の下で整理された私法上の法律関係を相続税法にいかに取り込むべきであるかといった問題が生じたりするような場合には、本文で述べたとおり、個別財産に係る準拠法の下で、ある者が何らかの財産（利益）を得ているという実態を踏まえ、かかる実態が相続税法上どのような性格を有するものであるか、すなわち、かかる実態が、相続税法が借用する「相続」等の私法上の概念と同等のものといえるか否かという観点からの検討を通じて、相続税法への取り込みを行うべきであろう。

なお、本稿では、アメリカの2つの州における3つの財産保有形態を取り上げたが、本文でも言及しているとおり、保有に係る制度の存否を含め、その内容は州（又は国）によって異なっているから、本稿における想定事案に対する課税関係として整理をした内容が、本稿で取り上げた州以外の州（又は国）に

おける同様の財産保有形態の下での保有・移転に対して、そのまま妥当するとまで言い切れることは難しいかもしれない。しかしながら、アメリカにおける夫婦共有財産制や生存者財産権に基づく財産承継について一般的に説明されていること、そして、本稿における前提条件を念頭におくとすれば、かかる財産保有形態の下における保有・移転に対する相続税法の適用に関しては、一般的には、次のように整理することができるのではなかろうか。

すなわち、夫婦共有財産については、夫婦は、婚姻期間中継続して、夫婦共有財産に対して平等の持分を有するが、それは、法の効果としてのものであるから、保有時において一方から他方へ贈与があったとみることはできず、また、夫婦共有財産の清算が行われるまで各々の権利の範囲が具体化しないことなどからして、保有時に「対価を支払わないで・・・利益を受けた」とまではいえないから、基本的には、保有時において贈与税が課されることはないであろう。そして、保有時において贈与税が課されないのがこのような理由によるものであることからすると、夫婦共有財産の清算が行われる時点（死亡時等）において、相続税法 9 条によるみなし贈与課税が行われることになる。

また、生存者財産権に基づいて財産の承継が行われる場合の相続開始時における課税については、「相続」により財産を取得したとみるのは相当ではなく、個別的事実関係の下でかかる承継が死因贈与であると認定できるような場合を除いて、相続税法 9 条によるみなし贈与課税が行われることになる。

もっとも、現実には、本稿における前提とは異なる状況、例えば、①夫婦が夫婦財産契約を締結したり、法の定める基本的なルールとは異なる何らかの合意をしたりした上で、夫婦間で財産の保有・移転が行われる、②当事者間の涉外的法律関係を規律する準拠法が、通則法とは異なる他国（州）の国際（州際）私法によって決定される、③準拠法の選択に当たって通則法が用いられるとしても、例えば、夫婦財産制に係る準拠法について、夫婦が何らかの合意をし、かかる合意によって準拠法が決定される、などといった状況が存することは想定されるところであり、そのような場合には、本稿における検討に加えて別途の検討事項が生じたり、前述した一般的な整理とは異なる結論が導かれたりす

ることもあると思われる⁽¹⁴²⁾。

その意味で、本稿は、国外における夫婦間の多様な財産保有形態に対する相続税法の適用に当たって生じる問題の一端を考察したに過ぎないものともいえるから、今後、この問題に関して、様々な観点から多くの研究がなされることを期待するとともに、自らも更に研究を深めていきたい。

(142) さらに、アメリカ以外の国に目を向ければ、本稿で取り上げたものとは全く異なる財産保有制度が存することもあるであろう。